第２期長野県ファシリティマネジメント基本計画(素案)

～経営的視点に基づく財産の総合的な利活用の推進～

令和９年３月（策定予定）

長野県

目次

第１章 計画の基本的事項 1

１ 策定趣旨 ・・・・・ 1
２ 計画の位置付け ・・・・・ 2
３ ファシリティマネジメントの定義 ・・・・・ 2
４ ファシリティマネジメントの理念 ・・・・・ 3
５ 対象施設 ・・・・・ 3
６ 計画期間 ・・・・・ 3

第２章 公共施設等の状況及び将来の見通し 4

１ 公共施設等の状況 ・・・・・ 4
(1) 施設保有量
① 公共建築物
② インフラ施設
(2) 施設保有量の推移
① 保有財産
② 借受財産
(3) 老朽化の状況
① 公共建築物
② インフラ施設
(4) 有形固定資産減価償却率の推移
２ 将来人口の見通し ・・・・・ 12
３ 県有施設の維持管理費 ・・・・・ 14
(1) 現在の維持管理費
(2) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み
(3) 財源の見込み
４ これまでの取組 ・・・・・ 16
(1) 第１期計画の総括
(2) 関連する各計画の策定、改訂状況

第３章 公共施設等の管理に関する基本的な方針 22

１ 管理に必要な取組体制と情報共有方策 ・・・・・ 22
２ 現状や課題に関する基本認識 ・・・・・ 24
３ 管理に関する基本的な考え方 ・・・・・ 26
(1) 計画の軸となる２つの視点
(2) ファシリティマネジメント推進の４つの柱
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
① 点検・診断等の実施方針
② 維持管理・更新等の実施方針
③ 安全確保の実施方針

④ 耐震化の実施方針
⑤ 長寿命化の実施方針
⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
⑦ 脱炭素化の推進方針
⑧ 統合や廃止の推進方針
⑨ 数値目標
⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
⑫ 広域連携
⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
⑮ 民間活力の活用方針
(4) ＰＤＣＡサイクルの推進方針

第４章 施設類型ごとの方針.....43

1 庁舎・事務所 ・・・・・ 43
(1) 庁舎等
(2) 警察施設
2 社会・文化・体育施設 ・・・・・ 46
(1) 文化会館・創造館
(2) 県営野球場
3 県立学校 ・・・・・ 50
(1) 高等学校
(2) 特別支援学校
(3) 工科短期大学校、技術専門校
4 職員宿舎 ・・・・・ 54
5 県営住宅 ・・・・・ 56
6 インフラ施設 ・・・・・ 58
(1) 道路
(2) 河川管理施設
(3) 砂防関係施設
(4) 都市公園
(5) 下水道
(6) 林道
(7) 治山施設
(8) 農業・農村施設
① 地すべり防止施設（農政部所管）
② ダム（農政部所管）
(9) 交通安全施設
(10) 企業会計
① 電気事業設備
② 水道事業設備

※凡例：編集作業のため行番号を記載（計画策定時は削除予定）

※凡例：項目名の右側に、現 FM 計画の参照箇所（頁）を記載（計画策定時は削除予定）

第１章 計画の基本的事項

１ 策定趣旨　現計画第１章１（P1）

現在、急速な少子化や人口減少社会の到来、国際情勢の変化や物価の変動などにより、依然として県財政は厳しい状況が続いており、県政運営においても産業、教育、医療、福祉など様々な分野に多大な影響が及んでいます。それに伴い県有財産についても、必要とされる施設規模の適正化や、施設ニーズの多様化、柔軟な整備運営手法の適用などが求められています。

また、気候変動枠組条約加盟国のすべてが参加し 2020 年以降の新たな温暖化対策を定めたパリ協定で求めている「今世紀後半における世界の気温上昇を 1.5 度に抑える」という目標に向け、県としても１事業者として、長野県ゼロカーボン戦略で設定した日本の脱炭素化をリードする温室効果ガス削減目標の達成を目指し、率先して取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、膨大な県有財産を、限られた財源の中で、今まで以上に有効活用と効率的利用を図るため、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント」を重視した取組が不可欠となっています。

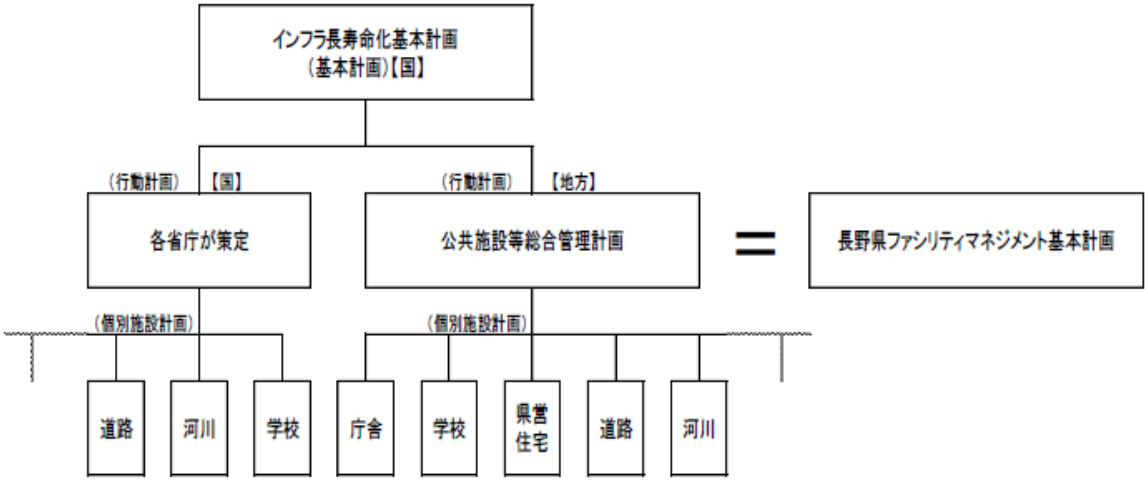
これまで本県では、平成 29 年３月に「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を定め、県有財産の総量縮小・利活用等を推進してきましたが、計画期間の終了を受けて、今回、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間を新たに計画期間とする「第２期長野県ファシリティマネジメント基本計画」を策定しました。

第２期計画では、公共施設等の現在の状況を踏まえつつ、人口減少社会の到来等を踏まえた県有施設の在り方や、民間の資金・ノウハウを生かした県有施設の整備・運営の推進など、将来に向けての取組方針や考え方を定めています。

2 計画の位置付け　現計画第１章２（P2）

この計画は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画とし、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年４月 22 日付総財務第 74 号）における「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

また、国において公共施設等の長寿命化を図るため決定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に相当するものとしても位置付けます。



3 ファシリティマネジメントの定義　現計画第１章３（P2）

ファシリティマネジメントは、土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的かつ長期的な観点によりコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法です。

4 ファシリティマネジメントの理念　現計画第１章４（P3）

県民ニーズが多様化・複雑化している中で、多くの課題を行政だけで担っていくことには限界があります。

環境やまちづくりなど、行政が担っていた分野で活動するＮＰＯ、民間企業、市民団体等の公共サービスの担い手が着実に増加しているため、行政とこれらの主体が連携・協働して、一層質の高い公的サービスの提供や地域課題の解決を図ることが期待されます。

県有財産の利活用にあたっても、こうした主体と積極的に連携・協働しながら、取り組んでいくことが必要です。

また、県と同様に遊休財産を持つ市町村等と情報共有・連携を図ることも必要です。

5 対象施設　現計画第１章５（P3）

本計画の対象とする財産は、全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が借用している土地・施設とします。

6 計画期間　現計画第１章６（P3）

令和９年度（2027 年度）を初年度とし、令和 18 年度（2036 年度）を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。なお、中間年度の令和 13 年度（2031 年度）を目途に計画の見直しを行うものとします。

第２章 公共施設等の状況及び将来の見通し

１ 公共施設等の状況

(1) 施設保有量

① 公共建築物　現計画第２章１(1)（P5）

ア 保有財産

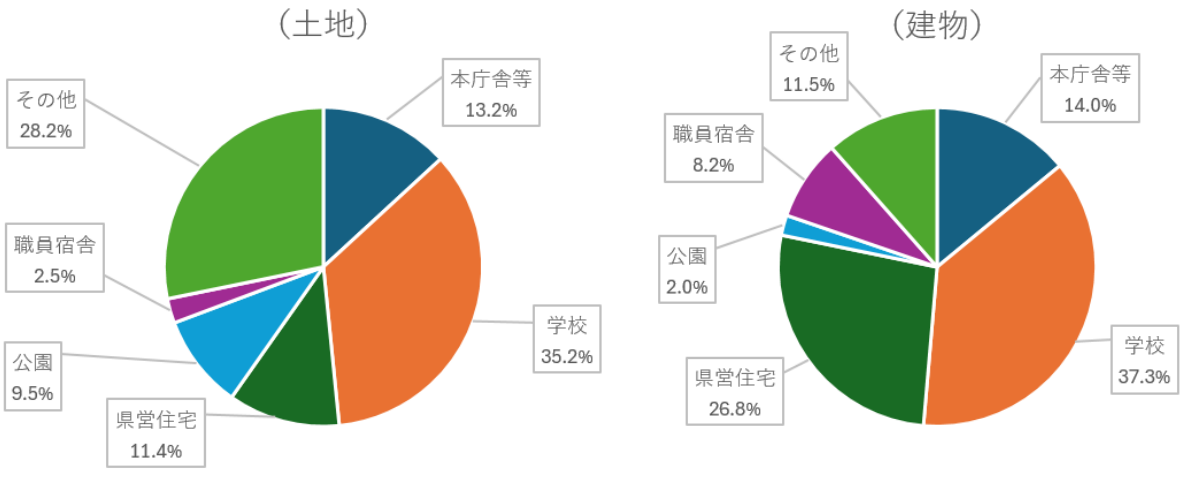
長野県が保有する行政財産及び普通財産は、令和７年度末現在で、土地面積は約 1,564 万㎡、建物延床面積は約 358 万㎡と膨大な量となっています。

【用途別土地・建物延床面積（令和７年度末現在）】

（単位:㎡）

用途区分	土地		建物	
	行政財産	普通財産	行政財産	普通財産
本庁舎等	2,061,702	－	503,115	－
学校	5,510,053	－	1,337,614	－
県営住宅	1,777,771	－	961,684	－
公園	1,489,475	－	73,110	－
職員宿舎	－	390,113	－	293,860
その他	1,761,292	2,651,675	358,431	55,318
計	12,600,294	3,041,789	3,233,953	349,178
合　　計	15,642,082		3,583,131	

（注）行政財産の山林88,365,547㎡を除く。



イ 借受財産

長野県が借受けている土地及び建物は、令和７年度末現在で、土地面積約480万㎡、建物延床面積約2.7万㎡となっています。

② インフラ施設 現計画第６章2(2)（P45）

長野県が保有又は管理するインフラ財産は、令和７年度末現在で、道路実延長5,210km、橋梁3,903橋、都市公園５公園262.9ha、下水道管渠延長190.6kmなどとなっています。

【インフラ施設の保有状況（令和７年度末現在)】

区　分	状　況
道　路	路線数 / 実延長（km） / 橋梁数 / トンネル数 / シェッド・大型カルバート数 県管理道路計　422　5,210　3,903　213　130
河　川	県管理河川　8水系　河川数737　河川延長4,777km 県管理ダム　17（多目的ダム16、治水専用ダム1） 陸閘門4、樋門・樋管69、堰4、水門6
砂　防	砂防設備（砂防堰堤等）19,314施設 地すべり防止施設（区域数）324 急傾斜地崩壊防止施設（区域数）837
都市公園	5公園、面積262.9ha
流域下水道	管渠延長190.6km 終末処理場4施設、ポンプ場4箇所
林　道	県管理林道38路線、延長78,310m
治山施設	治山ダム（県管理分）26,369
農業・農村施設	地すべり防止施設137区域 ダム1
交通安全施設	交通信号機3,560基 道路標識92,057本
企業会計資産（電気、水道）	事業用有形固定資産 電気事業 発電所26所及び附帯設備一式、企業局管理ダム3 水道事業 末端給水事業　浄水場2箇所及び附帯施設一式 （取水口1、浅井戸15、ポンプ場35、配水池52、管路延長1,479.7km） 用水供給事業　浄水場1箇所及び附帯施設一式 （取水口1、導水トンネル延長3.3km、ポンプ場4、管路延長48.1km）

(2) 施設保有量の推移

① 保有財産　現計画第６章 2(1)（P44）

総量縮小と有効活用の取組方針に則り、県有施設の市町村移管や売却等を進めた結果、施設の延床面積は、令和７年度までに約 12.4 万㎡、3.4％を削減しました（ただし、特殊要因※を除く）。今後は、人口減少に伴い削減すべき学校、県営住宅、職員宿舎等を中心に、更なる削減を図ってまいります。

【県有施設総量の状況（山林を除く）】　（小数点以下を四捨五入しているため、計数が一致しない場合があります）

区分	用途	H27 年度末 上段：土地面積 下段：延床面積	R7 年度末 上段：土地面積 下段：延床面積	H27 年度比	
行政財産	本庁舎等	2,084,767 ㎡ 490,910 ㎡	2,061,702 ㎡ 503,115 ㎡	△ 23,065 ㎡ 12,205 ㎡	△ 1.1 % 2.5 %
	学校	5,606,325 ㎡ 1,379,565 ㎡	5,510,053 ㎡ 1,337,614 ㎡	△ 96,272 ㎡ △ 41,952 ㎡	△ 1.7 % △ 3.0 %
	県営住宅	1,816,946 ㎡ 994,980 ㎡	1,777,771 ㎡ 961,684 ㎡	△ 39,175 ㎡ △ 33,296 ㎡	△ 2.2 % △ 3.3 %
	公園	1,506,028 ㎡ 79,952 ㎡	1,489,475 ㎡ 73,110 ㎡	△ 16,553 ㎡ △ 6,842 ㎡	△ 1.1 % △ 8.6 %
	その他	1,813,711 ㎡ 327,878 ㎡	1,761,292 ㎡ 358,431 ㎡	△ 52,419 ㎡ 30,553 ㎡	△ 2.9 % 9.3 %
	小計	12,827,777 ㎡ 3,273,285 ㎡	12,600,294 ㎡ 3,233,953 ㎡	△ 227,483 ㎡ △ 39,332 ㎡	△ 1.8 % △ 1.2 %
普通財産	職員宿舎	537,078 ㎡ 352,753 ㎡	390,113 ㎡ 293,860 ㎡	△ 146,965 ㎡ △ 58,893 ㎡	△ 27.4 % △ 16.7 %
	その他	2,380,682 ㎡ 38,258 ㎡	2,651,675 ㎡ 55,318 ㎡	270,993 ㎡ 17,060 ㎡	11.4 % 44.6 %
	小計	2,917,760 ㎡ 391,011 ㎡	3,041,789 ㎡ 349,178 ㎡	124,028 ㎡ △ 41,833 ㎡	4.3 % △ 10.7 %
合計		15,745,537 ㎡ 3,664,296 ㎡	15,642,082 ㎡ 3,583,131 ㎡	△ 103,455 ㎡ △ 81,165 ㎡	△ 0.7 % △ 2.2 %
特殊要因調整後（延床面積）		3,664,296 ㎡	3,540,525 ㎡	△ 123,771 ㎡	△ 3.4 %

※特殊要因：H29～R4 に下水処理施設に屋根を設置等（約 4.3 万㎡）

② 借受財産　現計画第６章 2(1)（P44）

長野県が借受けている土地については、平成 27 年度末から約 49 万㎡減少しましたが（令和７年度末現在で約 480 万㎡）、借受けている建物延床面積は、平成 27 年度末からほぼ増減なし（令和７年度末現在で約 2.7 万㎡）で推移しています。

(3) 老朽化の状況

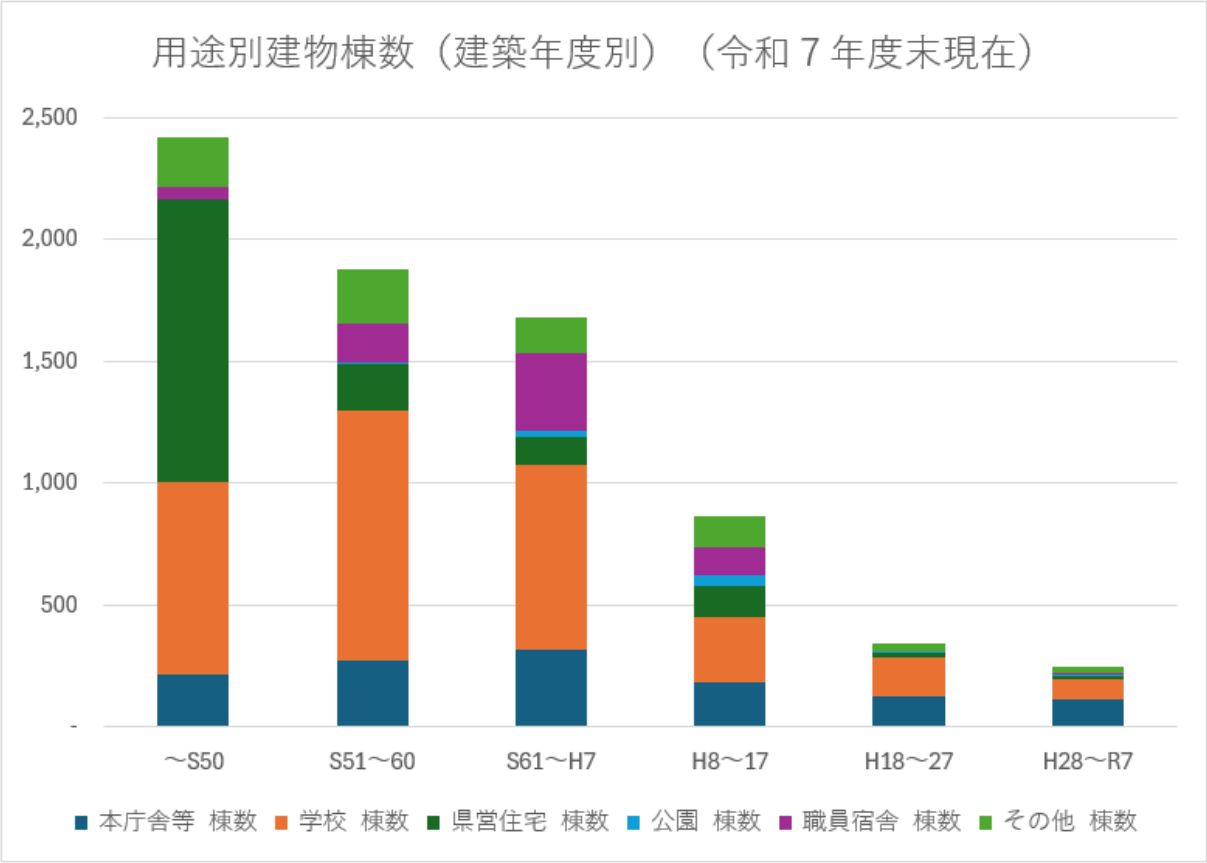
① 公共建築物　現計画第２章 2(1)（P7）

長野県が保有する建物棟数は、約 7,400 棟（倉庫、車庫などを含む。）となっています。

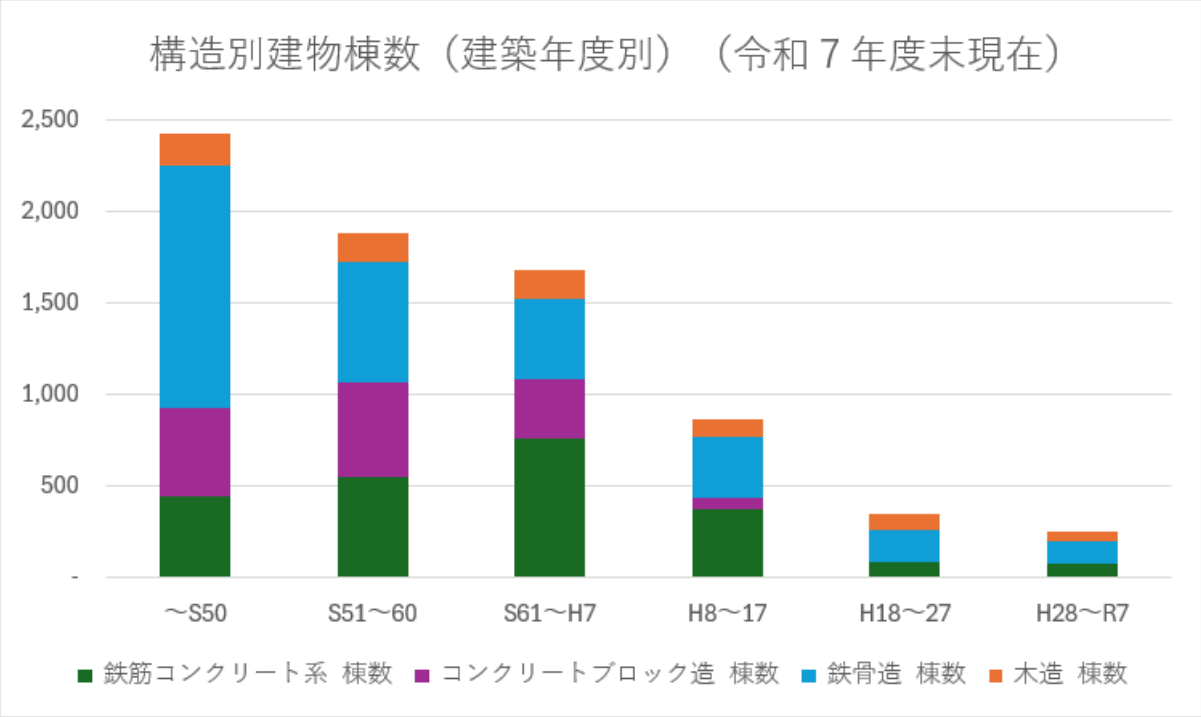
建物棟数を用途別建築年度別に見ると、県営住宅は築 50 年以上、学校は築 40 年以上経過している割合が大きくなっています。本庁舎等や職員宿舎についても、築 30 年以上を経過する棟数が過半数を超えています。

建物棟数を構造別建築年度別に見ると、築 40 年以上経過する鉄骨造及びコンクリートブロック造の割合が大きくなっています。

全体では、建築後 40 年を経過したものが約 58%、30 年を経過したものが約 80%となっています。



用途		～S50 築50年以上	S51～60 築40年～49年	S61～H7 築30年～39年	H8～17 築20年～29年	H18～27 築10年～19年	H28～R7 築0年～9年	計
本庁舎等	棟数	217	274	314	186	128	112	1,231
	比率	17.6%	22.3%	25.5%	15.1%	10.4%	9.1%	100.0%
学校	棟数	788	1,021	758	267	154	85	3,073
	比率	25.6%	33.2%	24.7%	8.7%	5.0%	2.8%	100.0%
県営住宅	棟数	1,159	192	116	123	25	12	1,627
	比率	71.2%	11.8%	7.1%	7.6%	1.5%	0.7%	100.0%
公園	棟数	2	9	25	48	1	8	93
	比率	2.2%	9.7%	26.9%	51.6%	1.1%	8.6%	100.0%
職員宿舎	棟数	49	157	323	116	1	4	650
	比率	7.5%	24.2%	49.7%	17.8%	0.2%	0.6%	100.0%
その他	棟数	205	227	141	122	32	24	751
	比率	27.3%	30.2%	18.8%	16.2%	4.3%	3.2%	100.0%
計	棟数	2,420	1,880	1,677	862	341	245	7,425
	比率	32.6%	25.3%	22.6%	11.6%	4.6%	3.3%	100.0%



用　　途		～S50 築50年以上	S51～60 築40年～49年	S61～H7 築30年～39年	H8～17 築20年～29年	H18～27 築10年～19年	H28～R7 築0年～9年	計
鉄筋コンクリート系	棟数	442	542	751	368	76	67	2,246
	比率	19.7%	24.1%	33.4%	16.4%	3.4%	3.0%	100.0%
コンクリートブロック造	棟数	483	522	326	66	2	6	1,405
	比率	34.4%	37.2%	23.2%	4.7%	0.1%	0.4%	100.0%
鉄骨造	棟数	1,318	655	444	329	177	121	3,044
	比率	43.3%	21.5%	14.6%	10.8%	5.8%	4.0%	100.0%
木造	棟数	177	161	156	99	86	51	730
	比率	24.2%	22.1%	21.4%	13.6%	11.8%	7.0%	100.0%
計	棟数	2,420	1,880	1,677	862	341	245	7,425
	比率	32.6%	25.3%	22.6%	11.6%	4.6%	3.3%	100.0%

② インフラ施設　現計画第２章 2(2)（P10）

インフラ施設は、昭和 40 年代に集中して整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。

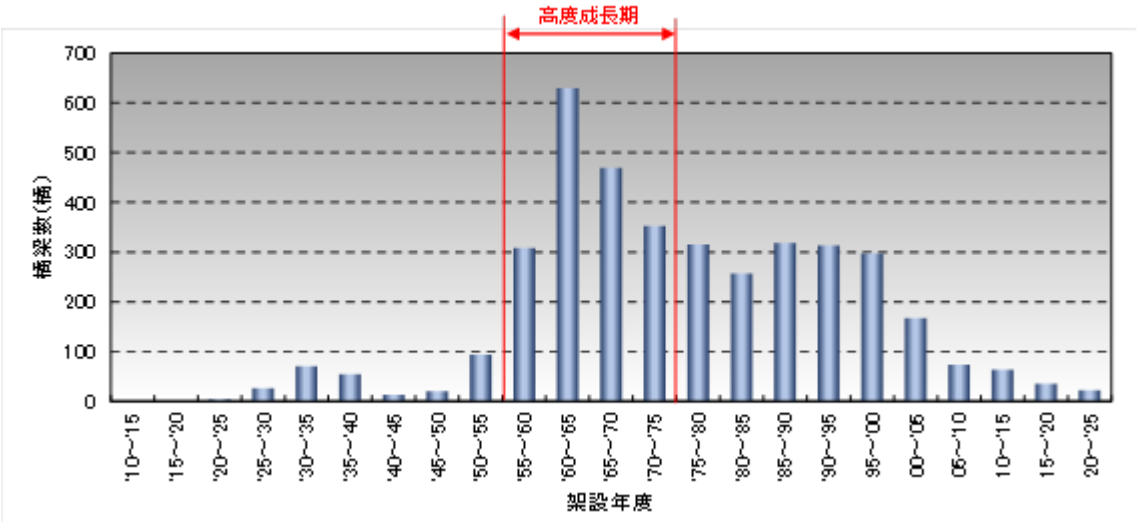
橋梁を例に見ると、建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は全体の 52%を占め、10 年後にはこの割合が 67%となり、今後も着実に高齢化橋梁が増加していきます。

厳しい財政状況下においては、インフラ施設についても、現状把握と分析を行い、損傷が大きくなる前に計画的な修繕と延命改修等の予防保全措置を実施することにより長寿命化を図り、財政支出を軽減することが必要です。

【インフラ施設の状況】

主なインフラ施設	施設数 （R7 年度現在）	建築後 50 年以上経過する施設の割合	
		令和 7 年度	10 年後
橋梁	3,903 橋	52%	67%
トンネル	213 本	30%	44%
ロックシェッド	54 箇所	17%	46%
スノーシェッド	72 箇所	8%	26%
大型カルバート	4 箇所	0%	0%

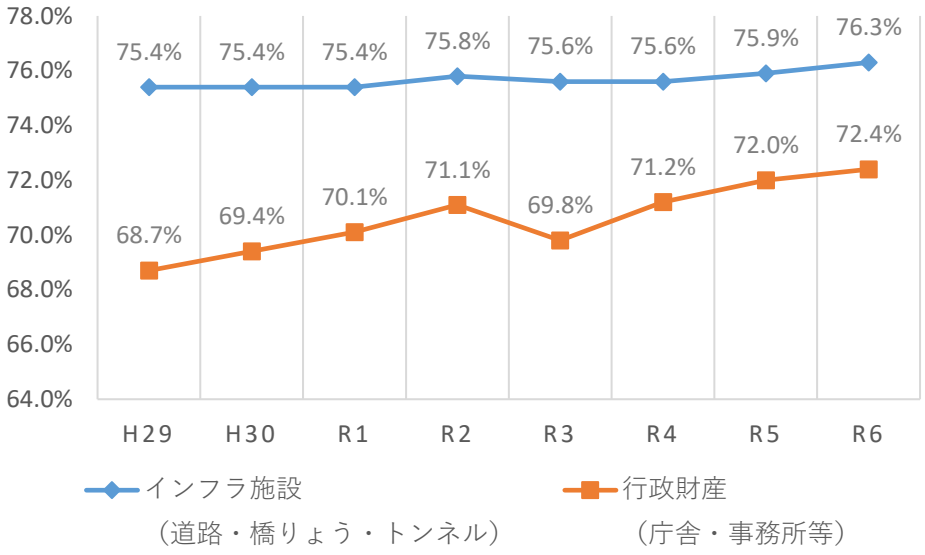
【橋梁の架設年次別橋梁状況（建設年不明橋梁を除く）】



(4) 有形固定資産減価償却率の推移　現計画第２章５（P13）

平成 29 年度末から令和６年度末までの８か年について、有形固定資産減価償却率（＝減価償却累計額／有形固定資産（償却資産）額）の推移は、以下のとおりです。インフラ施設（道路・橋りょう・トンネル）は償却率が横ばいから微増、公共建築物（庁舎・事務所、社会・文化・体育施設、学校施設、県営住宅）は、償却率が年々増加(※)していることが分かります。

※令和３年度は文化施設２施設が完成したため減少。



2 将来人口の見通し　現計画第２章 3(1)（P12）

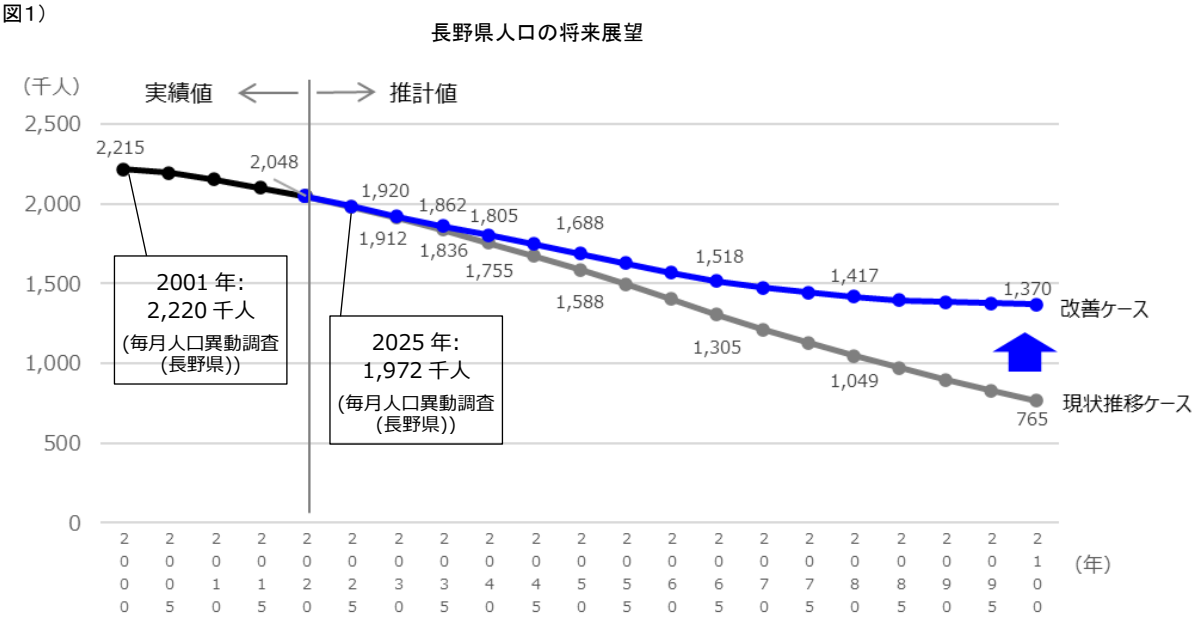
長野県の総人口は、平成 13 年（2001 年）の約 222 万人をピークに減少に転じており、令和７年（2025 年）の人口は、約 197 万２千人となっています。

人口減少は今後も続くと見込まれており、出生数や社会増減が大きく改善したケースでも、令和 17 年（2035 年）には約 186 万２千人、2050 年には約 168 万８千人まで減少する見通しです。

また、長野県の年齢区分別の人口推移をみると、現状推移ケースでは 0～14 歳（年少人口）及び 15～64 歳（生産年齢人口）はいずれも一貫して減少が続く見通しです。

改善ケースでは、0～14 歳（年少人口）は 2035 年に 21.8 万人となり、その後は、23 万人程度で推移、15～64 歳（生産年齢人口）は次第に減少が緩やかになり、2060 年代以降は 70 万人で常態化する見通しです。

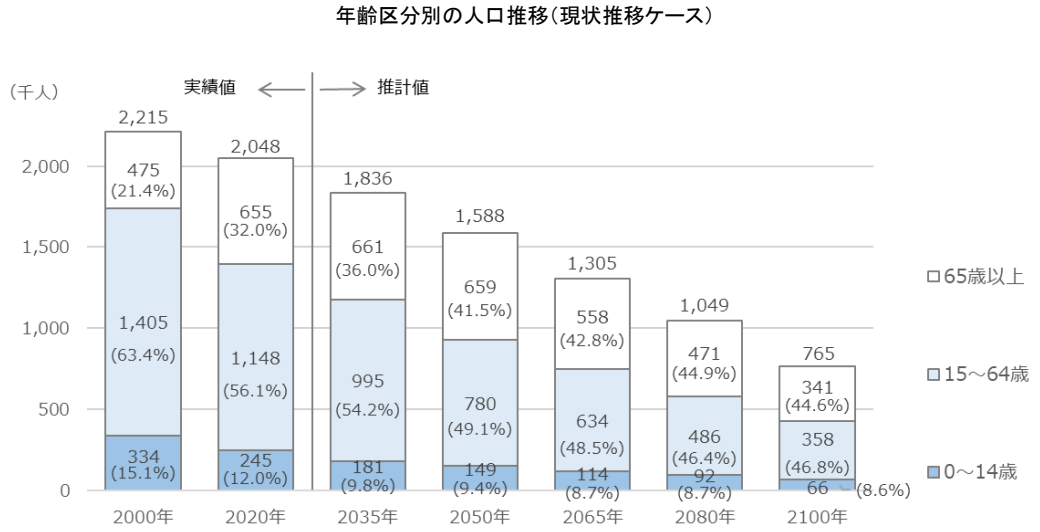
（図1）



推計にあたっての仮定
現状推移ケース：合計特殊出生率や社会増減について現状の傾向が続くと仮定（社人研準拠）
改善ケース　　：合計特殊出生率について 2027 年に 1.61（県民希望出生率）、2040 年に 2.07（人口置換水準）に上昇し、2025 年に社会増減が均衡すると仮定

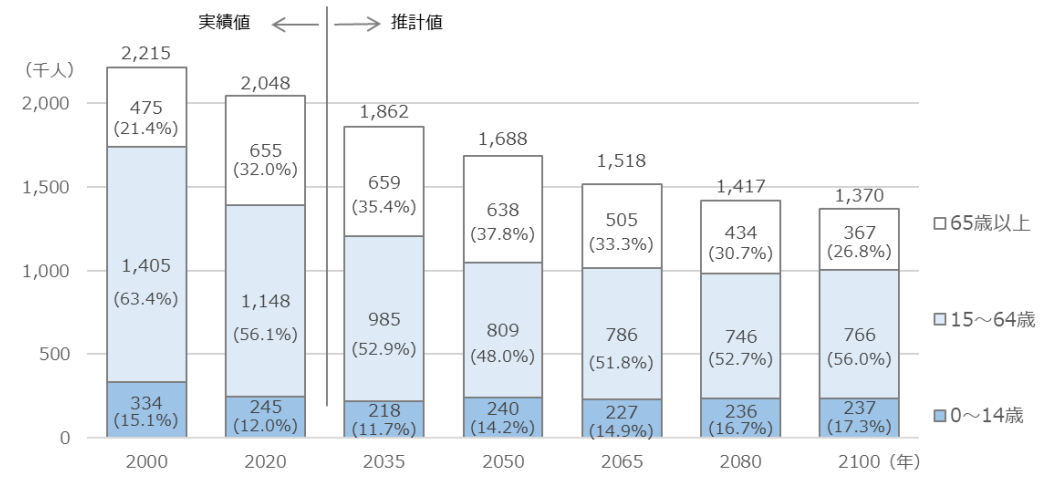
出典：長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」

（図2）



出典：長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」

（図3）



出典：長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」

3 県有施設の維持管理費

(1) 現在の維持管理費　現計画第６章 2(3)（P45）

長野県が公表している財務諸表のうち、行政コスト計算書に記載の維持補修費は、以下のとおりです。

【現在の維持補修費】　（単位：百万円）

決算期	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	９か年平均
維持補修費	11,450	11,379	11,348	10,298	66,324	58,508	65,781	79,092	75,032	43,246

(2) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み　現計画第６章３(P14,46)

令和７年度末の保有施設をそのまま保持した場合の、建替及び大規模改修に要する費用を試算しました。

＜算出方法＞

○試算の対象

・令和７年度末に保有する全施設。

○試算の方法

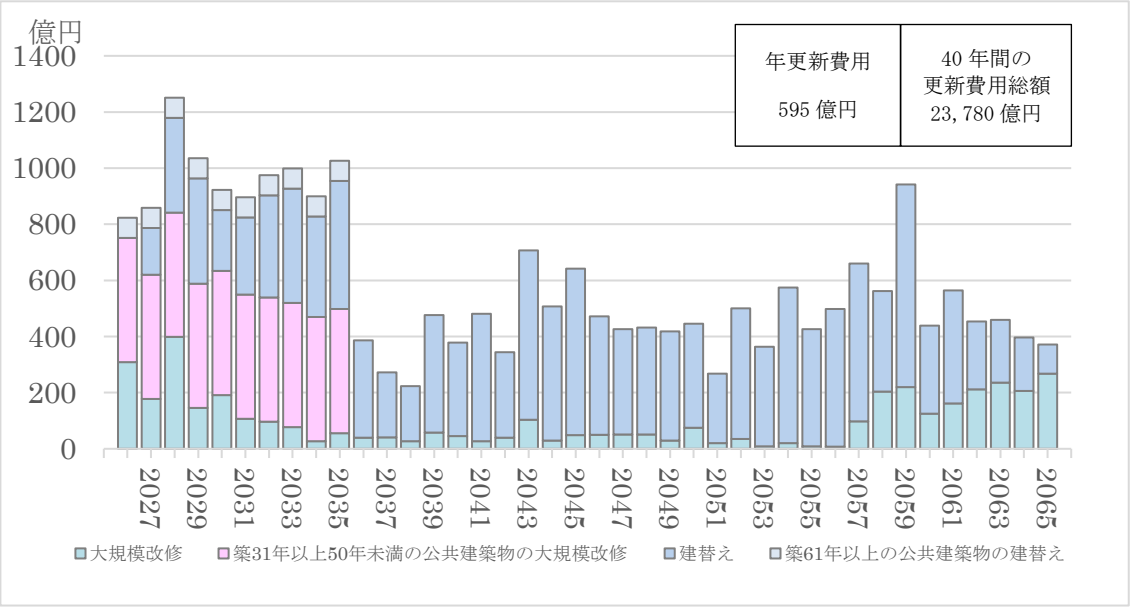
・建替：建築後 60 年（ただし、試算時点で 61 年以上の建物は、今後 10 年で均等に実施）

・大規模改修：建築後 30 年（ただし、試算時点で 31 年以上 50 年未満の建物は、今後 10 年で均等に実施。50 年以上の建物は建替に計上）

＜試算結果＞

公共施設を現状の規模で改修・更新するとして試算すると、40 年間の総事業費は、約２兆 3,780 億円で、年平均 595 億円となります。

このため、県有財産の総量縮小の推進はもとより、老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進する必要があります。



＜中長期修繕・改修計画の計画修繕実施による建替・大規模改修経費の試算＞

施設の中長期修繕・改修計画（令和３年３月策定）では、劣化度調査等から修繕の優先順位を算出し、順次計画的な修繕（予防保全）を実施することで、長寿命化（使用目標年数まで施設を安全かつ機能的に使用できること）を図ります。

この計画の使用目標年数は「法定耐用年数におおむね 30 年を加えた年数」としていることから、法定耐用年数がおおむね経過した年数で更新（建替や大規模改修）する場合に比べ、更新経費を削減※）する効果が期待されます。

※）この計画に沿った計画修繕を実施した場合の改修・更新経費を試算しました。

（1）試算の方法

・令和７年度末に保有する建物を対象

・建替：建築後 80 年（50 年の耐用年数に 30 年を加えた年数）

・大規模改修：建築後 40 年

（2）試算結果

計画修繕を実施したうえでの建替及び大規模改修に要する費用は、今後 40 年間で約１兆 9,010 億円と推計されます。法定耐用年数がおおむね経過した年数での更新費用の試算と比較すると、総事業費で約 4,770 億円の経費削減と試算されます。

(3) 財源の見込み　現計画記載なし（新設）

公共施設等の状況を踏まえた事業費の平準化を図るとともに、国庫支出金や交付税措置のある地方債の活用などを積極的に行い、一般財源の負担軽減を図ります。

4 これまでの取組

(1) 第１期長野県ファシリティマネジメント基本計画の総括

＜① 県有財産の総量縮小＞

○　令和８年度末までに、県有施設総量（総延床面積）を平成 27 年度比で５％縮減する目標を掲げていましたが、市町村や民間への譲渡、除却等により総量縮小を着実に進めた一方、県民の皆様からの要望や新たな行政需要に適切に対応するために施設を整備したことによる面積増もあり、令和７年度末時点で 3.4％の縮減（▲123,771 ㎡）となりました。但し、令和９年度以降に市町村へ移管することや除却することが確定している施設を含めた場合、県有施設総量は 5.1％の縮減（▲186,836 ㎡）となり、県有施設の総量を着実に縮減しました。

○　県有施設の「建物性能（耐震性等）」、「利用状況（利用者数や利用頻度等）」、「管理効率（維持管理費等）」を分析する施設アセスメントを実施し、今後の施設の方向性（「維持」「機能改善」「有効活用」「縮小」）を評価しました。

○　アセスメント評価結果に基づき、概ね５年程度の取組方針を定めた「施設の有効活用・転用集約化計画」を策定し、総量縮小や有効活用を進めました（現在は、第３次計画（令和９年度～令和 13 年度）に着手）。

○　公共施設の適正化の観点から、市町村との共同設置等や民間資金・ノウハウの活用検討を行いました。また、施設の新規整備等において、建設費用だけではなく省エネ化なども含めた中長期的な維持管理費用（トータルコスト）を見込んだ検討を実施しています。

○　インターネットによる入札や楽園信州空き家バンクへの掲載等を活用し、未利用県有地の売却を促進しました（H29～R7 実績：売却数 211 件、売却額 2,377,436 千円）。

○　利用者の利便性やサービス向上に寄与することを目的とし、施設の市町村や民間への譲渡を促進しました（松川・須坂青年の家、松本・飯田勤労者福祉センター、志賀高原自然保護センター　等）。

＜② 県有財産の有効活用＞

○　貸付制度を活用し、庁舎のホール壁面やエレベーター内壁面への広告枠掲出、太陽光発電用に屋根の貸付、自動販売機設置の公募貸付、庁舎余剰スペース（未利用部分）の貸付等を実施しました。

○　行政財産の余裕がある部分を貸し付け、その有効活用及び歳入確保を図ることを目的に行政財産貸付事務取扱要領を制定しました(R6.1)。また、市町村の物件も含めた遊休施設情報を調査・共有することで、有効活用に向けた周知を図りました。

○　職員宿舎について、管理マニュアルを改訂し管理事務等の標準化を図るとともに、任命権者ごとに管理している宿舎全体を一元的にデータ化することで管理事務を集約し、共同利用による有効活用に努めました。また、必要な宿舎戸数の最適化を図るため、「職員宿舎管理戸数適正化実行計画」に基づき、令和８年３月までに計 315 棟 952 戸を廃止しました。

○　再編計画に基づき統合される高等学校の校地・校舎の後利用については、総務部が中心となり、部局横断的に利活用を検討する体制を整え、学校ごとに跡地活用の検討を開始しています。各学校の再編スケジュールを念頭に、所在市町村や地域住民の意向・ニーズを踏まえつつ、市場の動向や利活用アイデアの調査等も行いながら、総量縮小かつ収入確保に向けて引き続き検討していきます。

○　施設の設計段階からユニバーサルデザイン化に留意しつつ、障がいのある方、高齢者、小さなお子様連れの方など、すべての人が安心して利用できるよう、バリアフリー設備等の整備を進めています。

＜③ 県有施設の長寿命化＞

○　施設の保全業務を効率化するため、保全情報（工事履歴、光熱水費、業務委託契約内容等）をシステムに登録し、施設改修や維持管理の計画立案や予算要求の際の参考データ等として活用しました。

○　施設を継続して適切な状態に保ち長寿命化を図るため、施設ごとに修繕・改修工事の時期、費用等に関する中長期的な目安となる「施設の中長期修繕・改修計画」を令和３年３月に策定し、計画的に修繕・改修工事を実施するとともに、県の財政負担の平準化を図りました。（R3～12 年度の 10 年計画での工事件数 652 件に対し、計画外の突発的な工事もあり、令和７年度末時点の進捗率は 33.9%（累計 221 件を実施））

○　定期点検業務の属人化解消のため、定期点検資格者名簿の整備や定期点検マニュアル等を作成し手順の統一化を行うとともに、定期点検の円滑な実施を促すため定期点検講習会を実施しました。

○　平成 28 年度から令和３年度の６か年にかけて、防災上重要な施設や中規模施設の耐震性能の強化を目標とした「第二期県有施設耐震化整備プログラム」により、庁舎の割増補強等の耐震化工事を実施しました。

○　単独現地機関における工事・修繕業務の円滑な執行のため、設計図書の作成支援、工事の設計委託に係る支援などを実施しました。（H29～R7 実績：合計約 2,000 件）

○　インフラ施設においては、区分ごと（道路、河川、都市公園、砂防、流域下水道、企業会計資産等）に策定した整備等計画に基づき、長寿命化等を継続して推進しています。

＜④ 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化＞

○　県の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減や環境負荷の低減を推進する「長野県職員率先実行計画」の進捗管理を目的とする「エコマネジメント長野」の取組により、各施設のエネルギー使用量を把握し、エネルギー消費量の増減要因分析を行いました。また、省エネ対策として施設の ZEB・ZEH 化、LED 化などに順次取り組んでいます。

○　施設ごとの光熱水費等の維持管理費のデータ収集や他の類似施設との比較分析を実施しました。また、県有施設(建築物)の維持管理に係る委託業務の最適化を図るため、県が直接執行する維持管理業務に関し、仕様書や積算内訳書等のひな形、定期点検のマニュアルを整備することなどにより、維持管理業務の効率化・最適化を図りました。

○　設計段階から、トータルコスト、省エネルギー効果等に関する総合的な比較検討を行った上で改修工法を決定し、工事を実施しました。効率的な省エネ化を図るため、中長期修繕・改修計画に基づく各施設の工事において、再生可能エネルギーの導入を併せて実施しました。(例：屋根防水改修工事と同時に太陽光発電設備を設置)

○　「エコマネジメント長野」の取組において、各所属に「エコマネジメント長野推進員」を配置するとともに、推進員・一般職員に対し研修を実施するなど、省エネルギー化推進体制の構築を図りました。

＜第１期計画の全体総括＞

○　第１期計画では、上記４つの柱の取組により、量の適正化（削減)、質の向上（長寿命化・サービス向上)、運用の効率化（制度・体制整備）の観点で一定程度の成果を上げ、単なる個別対応から脱却し、全庁的・戦略的な資産マネジメントへの転換を実現した計画となりました。

○　一方で、施設の総量縮小と行政需要への対応との両立や、遊休施設等のさらなる利活用、施設の老朽化に伴う維持管理コスト増大、県有施設の省エネ化の一層の推進など、第２期計画に向けた課題も見られました。

(2) 関連する各計画の策定、改訂状況

① 施設の有効活用・転用集約化計画　現計画第６章 1(2)（P42）

「施設の有効活用・転用集約化計画」は、平成 27 年２月以降、県有施設の「総量縮小」と「有効活用」をさらに推進するため、施設アセスメント結果や施設を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら策定しています。

本計画は、ファシリティマネジメント基本計画に基づく個別の実行計画として策定しており、ファシリティマネジメント基本計画の計画期間中に実施する施設アセスメントの結果を踏まえ、次期計画を策定します。現在は、第３次計画（令和９年度～令和 13 年度）に取組んでいます。

② 施設の中長期修繕・改修計画　現計画第６章 1(1)（P42）

国のインフラ長寿命化計画における個別施設計画に対応するものとして、施設の中長期修繕・改修計画を令和３年３月に策定しました。

この計画は、基本計画の４つの柱のうち、「長寿命化」、「維持管理の適正化」の具体計画であり、原則床面積 200 ㎡以上の建築物を対象に、①計画修繕（長寿命化）、②機能強化（ゼロエネルギー化、ユニバーサルデザイン化、浸水対策）に取り組みます。

また、実施にあたっては、一括予算計上による予算執行の効率化、工事の複合化などにより、コスト縮減を図るとともに、効果的な起債制度の活用により、財政負担の軽減を図ります。

③ 職員宿舎管理戸数適正化実行計画　現計画第６章 1(2)（P42）

職員宿舎については、「管理戸数適正化実行計画」に基づき、老朽化した宿舎を廃止するとともに、維持する宿舎については、一定の居住水準を確保し、長寿命化を図るための計画修繕に加え、任命権者の枠を超えた共同利用を推進し、宿舎の有効活用を図っています。現在は、第３次計画（計画期間：令和６年度～10 年度）に取組んでいます。

④ 長野県公営住宅等長寿命化計画(長野県県営住宅プラン) 現計画第6章1(3)(P43)

県営住宅については、将来需要推計を基に策定した「長野県公営住宅等長寿命化計画（長野県県営住宅プラン)」において、長寿命化と集約化を推し進めているところです。計画では、展開する施策の一つとして、再編事業（Restructuring）を推進していきます。

⑤ インフラ施設の整備・維持管理計画 現計画第６章(3)（P43）

インフラ施設は、それぞれ整備、維持管理の計画を策定し、マネジメントに取り組んでいます。

【インフラ施設の整備等計画の策定状況】

区　分	長寿命化計画	整備計画
道　路	橋梁長寿命化修繕計画（第４期）（R7.4 策定）	道路の整備に関するプログラム （R2.3 策定、R8.3 一部改訂）
	舗装長寿命化修繕計画（H25.6 策定、R5.3 一部改訂）	
	道路トンネル長寿命化修繕計画(第 3 期) （R7.3 策定、R7.12 一部改訂）	
	シェッド･大型カルバート長寿命化修繕計画(第 3 期) （R7.3 策定、R7.12 一部改訂）	
	吹付法面長寿命化修繕計画（H27.12 策定）	
	横断歩道橋長寿命化修繕計画（第２期） （R4.3 策定、R7.12 一部改定）	
	大型道路標識長寿命化修繕計画（H27.12 策定）	
	大規模道路施設長寿命化修繕計画（H27.12 策定）	
河　川	河川管理施設長寿命化計画 （H26.9 策定、R2 第 2 期計画策定） 釜口水門長寿命化計画（H24.3 策定） ダム長寿命化計画（H30.8 策定） 長野県トンネル河川施設（源長川、王竜寺川）長寿命化計画（H30.3 策定）	河川整備計画 天竜川水系諏訪圏域 H16.1(R3.2 変更) 信濃川水系南佐久圏域 H21.2(R7.11 変更) 天竜川水系飯田圏域 H22.8 天竜川水系伊那圏域 H24.11(R7.11 変更) 信濃川水系松本圏域（黒沢川）H24.12 信濃川水系北信圏域 H27.7（R4.10 変更） 信濃川水系長野圏域 H29.6(R7.1 変更) 関川水系関川圏域 R2.4 姫川水系姫川圏域 R5.4 木曽川水系木曽川圏域 R5.4 信濃川水系上小圏域 R6.3 信濃川水系高瀬川圏域 R6.3
都市公園	公園施設長寿命化計画（R3.3 改定）	
砂　防	砂防関係施設長寿命化計画（R8.3 策定）	
流域下水道	下水道長寿命化計画（第 2 期） （ストックマネジメント計画　R6.3 策定）	長野県生活排水処理構想（2022 改定版） （R5.3 策定）
企業会計資産 (電気･水道)	長野県公営企業経営戦略 2026（R8.3 策定）	

第３章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 管理に必要な取組体制と情報共有方策 現計画第３章6~7,5章1~4(P17,39,41)

(1) 専門部署の設置

ファシリティマネジメントを確実に推進するため、財産を統括管理し利活用調整する組織及び施設の保全を主管して総括的に実施することができる組織を整備し、基本方針に基づく具体的な取組を確実に進めるため、各財産管理者への各種取組の要請を行うなど総合的な調整を行っています。

(2) ファシリティマネジメント推進会議（ＦＭ推進会議）

基本方針の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画について協議します。

また、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議・決定します。

この他、基本的な各取組の進捗管理、インフラ財産の取組状況の確認を行います。

【重要な案件】

① 財産の取得又は処分（「予定価格３千万円以上の不動産又は１件５千㎡以上の土地」の買入れ、交換又は売払い、貸付け）

② 施設の新築・改築に関する構想（総事業費が５億円以上のもの）

③ その他、ファシリティマネジメント推進会議の長が必要と認めるもの

(3) プロジェクトチーム（ＰＴ）

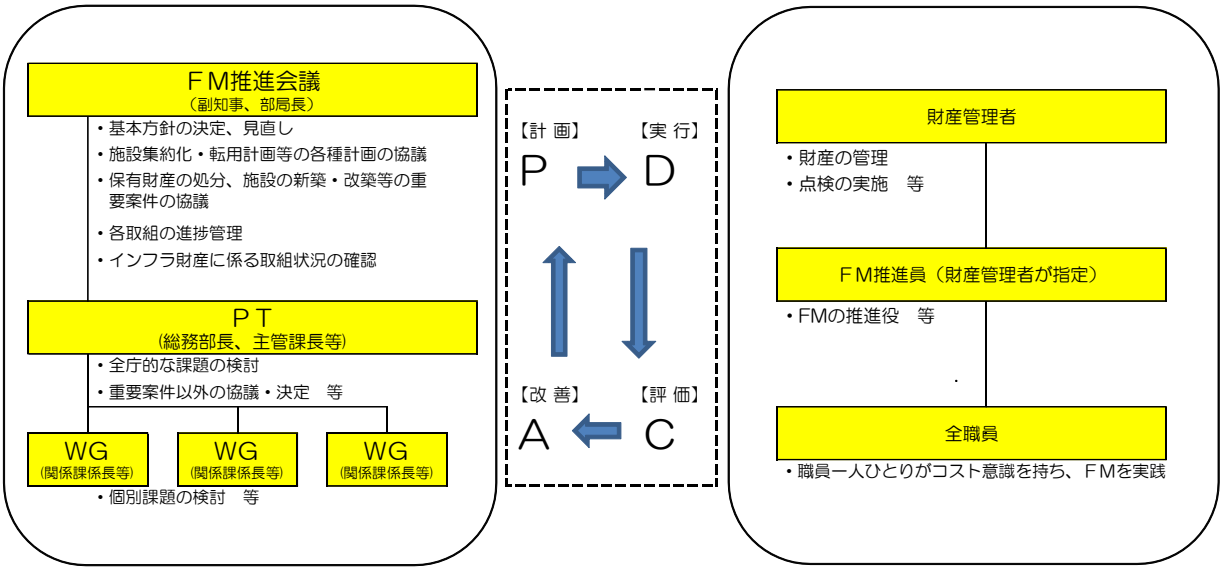
全庁的な課題の検討、重要な案件以外の軽易な案件についての協議・決定及びＦＭ推進会議へ諮る案件についての調整等を行います。

(4) ワーキンググループ（ＷＧ）

プロジェクトチームのもとに必要に応じ設置し、基本的な計画の策定や個別具体的な事項についての専門的な調査、検討等を行います。

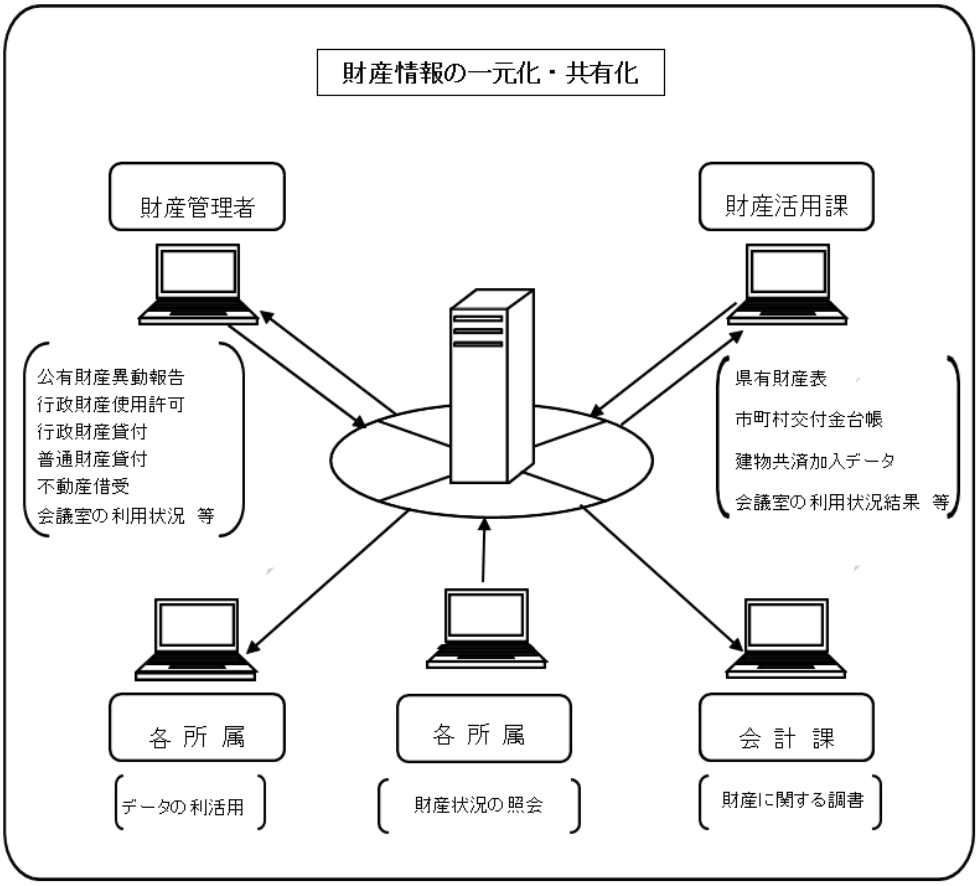
(5) ファシリティマネジメント推進員（ＦＭ推進員）

ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにＦＭ推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組みます。



(6) 情報共有のための財産情報システムの運用

財産の利用状況や保全情報を把握し効率的に利用するため、県有財産のデータベース化を行い、財産に関する情報の一元化と共有化を図っています。



2 現状や課題に関する基本認識　現計画第２章 2,3(2)（P11,12）

(1) 人口の減少と公共施設のあり方

長野県の総人口の推計では、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は今後も減少することが見込まれていることから、今後、県有施設等に対する需要減・供給過多が生じたり、新たな社会ニーズへの対応が必要となることが予想されます。

社会環境の変化等を見極めながら、将来を見据えて公共施設のあり方を見直す必要があり、現地機関を含めた県組織体制の見直しや既存施設の集約化、余剰財産の処分や有効活用などをより一層推進していく必要があります。

(2) 維持管理費の更なる削減

建物の老朽化の進行や突発的な修繕、近年の物価高騰などに伴い、施設の維持管理費の増大と財政負担が今後も見込まれる状況です。

県有施設の保全に関しては、総務部で総合的な調整やとりまとめを実施しているところですが、引き続き、施設規模に応じた標準値との比較検討、委託業務の発注方法の統一、工事の複合化などによるコストの縮減に加え、効果的な起債制度の活用により財政負担の軽減を図るなど、維持管理費の最適化に取り組むことが必要です。

(3) 環境問題への対応

地球温暖化対策は世界共通の重要な課題であり、県においては、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の運用や、「2050 ゼロカーボン達成のための第６次長野県職員率先実行計画」に基づき、県の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

県有施設の建設、維持管理及び更新にあたっては、既存施設の長寿命化と有効活用を図り、建設資材の消費や解体に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減に努める必要があります。また、リサイクル資材や環境配慮型製品の活用を進めるとともに、省エネルギー性能の高い設備の導入、適切な維持管理による省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用を進め、脱炭素化と維持管理の適正化を図ることが必要です。

(4) 施設の耐震化

建物の耐震基準は昭和 56 年に強化されていますが、阪神・淡路大震災等で基準改正前に建てられた建物に被害が集中したことを踏まえ、県有施設のうち基準改正前に建てられた建物については、耐震性能の向上に取り組むことが必要です。

また、震災時に防災上重要な拠点となる施設については、応急活動等の業務に継続して使用出来るよう、施設の機能確保を図る耐震性能の強化が求められています。

3 管理に関する基本的な考え方

(1) 計画の軸となる２つの視点　現計画記載なし

＜視点１：人口減少社会の到来等を踏まえた県有施設の在り方・方向性＞

人口減少社会の到来をはじめとする社会情勢の変化や、それに伴う国・県・市町村などの議論を見据えつつ、高校再編や県組織の見直し等による県有施設のスリム化、県庁周辺整備などの新たな取組による県有施設の有効活用を推進します。

＜視点２：民間の資金・ノウハウを活かした県有施設整備・運営の推進＞

人口減少下における行政サービスの在り方の一つとして、民間活力による施設の整備・運営手法が採用されていることを踏まえ、本県においても令和６年11月に整備した「長野県 PPP/PFI 地域プラットフォーム」等の機能を活用し、民間の資金・ノウハウを活かした県有施設の整備・運営について推進します。

(2) ファシリティマネジメント推進の４つの柱　現計画第１章７（P4）

ファシリティマネジメントを推進するため、４つの柱を設定します。

（【】内は「(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の対応項目）

＜県有財産の総量縮小＞　【⑧、⑨、⑪、⑫】

公共施設の適正化の観点から、行政需要により施設の新規整備が必要となる場合は、既存施設の転用・廃止・集約化や、市町村施設の利用・共同設置等を検討することとします。また、施設アセスメントの評価結果及び施設の有効活用・転用集約化計画等に基づき、既存施設の除却や売却、市町村や民間への譲渡などを進め、令和 18 年度末までに、県有施設総量（総延床面積）を新たに５％縮減します（インフラ施設、企業資産を除く）。

＜県有財産の有効活用＞　【⑥、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮】

集約化等により未利用となる施設については、地域振興などの観点から市町村等と連携するなど、地域課題の解決に資する活用等を検討します。特に、高等学校の跡地など大規模な施設については、サウンディング型市場調査等の実

施を通じ、民間のアイデアや創意工夫を取り入れます。また、未利用となっている土地や建物の空きスペースについては、様々な貸付制度を活用することで、県有財産の一層の有効活用を推進します。

これらの取組により、令和 18 年度末までに、県有財産（土地・建物）の有効活用事例の新規導入件数を、前計画期間の件数から倍増させます。

＜県有施設の長寿命化＞　【①、②、③、④、⑤、⑩】

老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、令和３年３月に、中長期修繕・改修計画（個別施設計画）を策定しました。今後、計画に基づき修繕・改修を実施し、必要に応じ計画の改定を行いつつ施設の長寿命化を推進します。

＜県有施設の維持管理の適正化＞　【②、⑦、⑭、⑮】

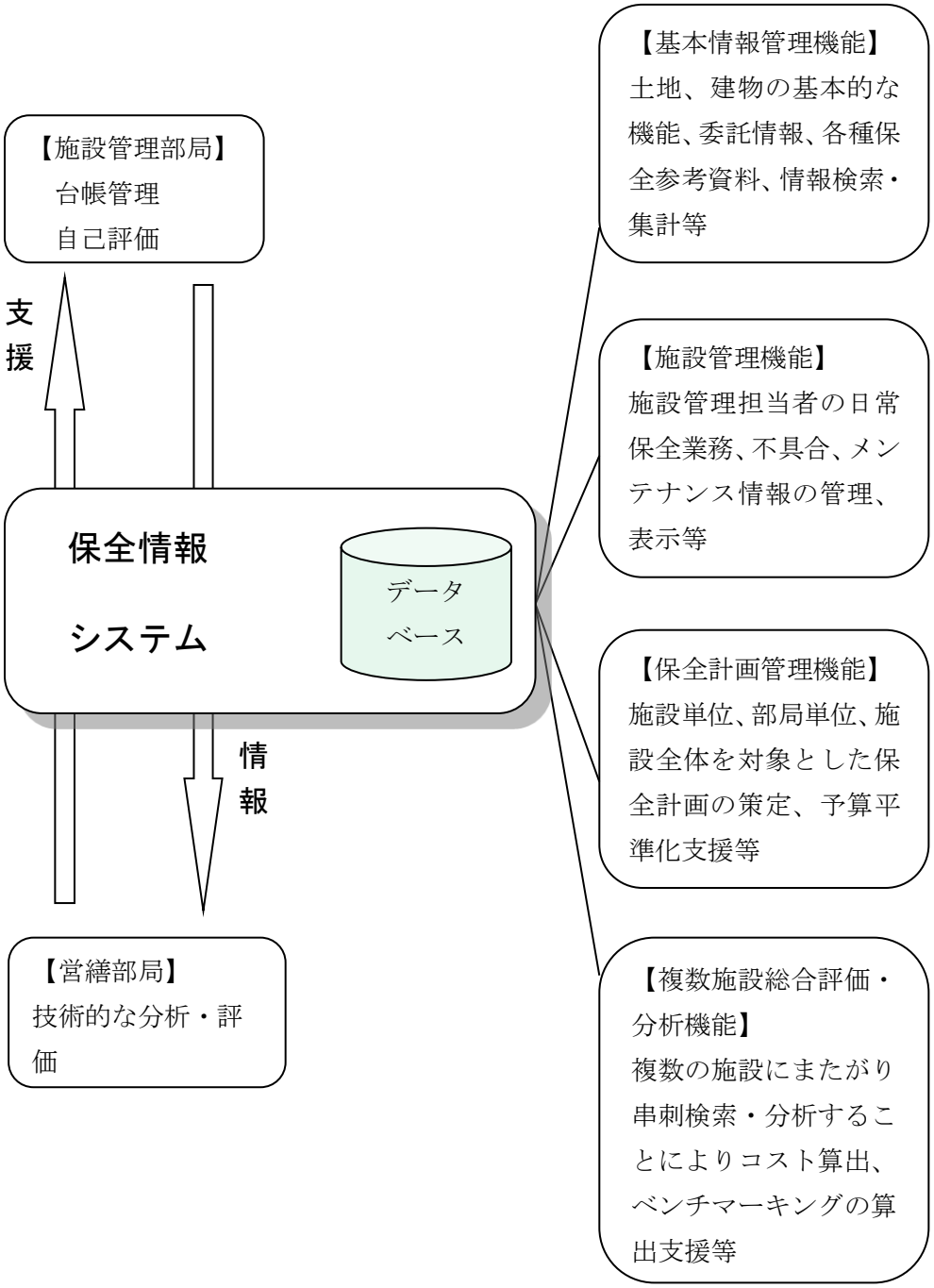
施設の維持管理にあたっては、2050 年度までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量ゼロ（2050 ゼロカーボン）の実現に向け、長野県ゼロカーボン戦略及び第６次長野県職員率先実行計画を踏まえ、ZEB・ZEH の整備や再生可能エネルギーの導入等を推進するとともに、施設の適切な運用管理を通じて徹底した省エネルギーを推進し、維持管理の一層の適正化を図ります。

とりわけ太陽光発電設備については、設置可能な施設のうち 2030 年度までに 60％、2040 年度より前に 100％の県有施設への設置を目指します。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針　現計画第４章 3(1)(3)（P34,36）

保全情報を一元化するためのシステムを活用し、情報の蓄積及び共有化を進めることにより、保全業務の効率化を図ります。



また、定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検の方法や様式等を定め、定期点検講習会を定期的に開催しています。点検に基づく、点検・劣化診断履歴情報の蓄積を行い、施設の老朽化対策、長寿命化に寄与することを目指します。

② 維持管理・更新等の実施方針 現計画第２章 2(1),第４章 3(2)（P7,35）

施設の老朽化等により、更新経費が大きな負担となることが確実な状況であり、今後 10～20 年で法定耐用年数を経過することになる施設については、計画的修繕と延命改修等の予防保全措置、又は大規模改修による施設の長寿命化を図り、他の施設と時期が集中しないよう分散させ、財政支出を平準化していくことが求められます。使用目標年数（法定耐用年数＋30 年）を経過する施設については、必要な施設のみ更新するなど財政支出の軽減が必要です。

なお、個別施設のメンテナンスサイクルの核として、個別施設を継続して適切な状態に保つとともに、その機能・性能を発揮させるため、省エネルギー診断等を実施し、当該施設ごとの修繕・改修工事の時期、費用、省エネルギー効果等に関する中長期的な目安となる計画（中長期修繕・改修計画）を策定し、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。

なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行います。

③ 安全確保の実施方針 現計画第４章 3(4)（P36）

点検・診断により危険性が高いと認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づき改修を行うなど、適切に対処します。

なお、耐震性能が著しく低く使用が危険な場合や、劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などは、施設の廃止を検討します。

④ 耐震化の実施方針　現計画第３章２（P15）

平成 18 年度に策定した長野県耐震改修促進計画に基づき、平成 19 年度に県有施設の耐震化を計画的に進めるため「県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、旧耐震基準により建設されている災害拠点施設及び特定建築物 607 棟を対象として、耐震診断・耐震改修工事を実施しました。

平成 27 年度に「県有施設耐震化整備プログラム」による耐震化が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を実施しました。施設のあり方を検討している４棟を除き、令和３年度をもって当該プログラムに基づく耐震対策を完了しています。今後は、この４棟の耐震化と、当該プログラム対象外となっていた小規模施設等の耐震対策を引き続き推進します。

【 第一期県有施設耐震化整備プログラム（ H19～H27 ）】

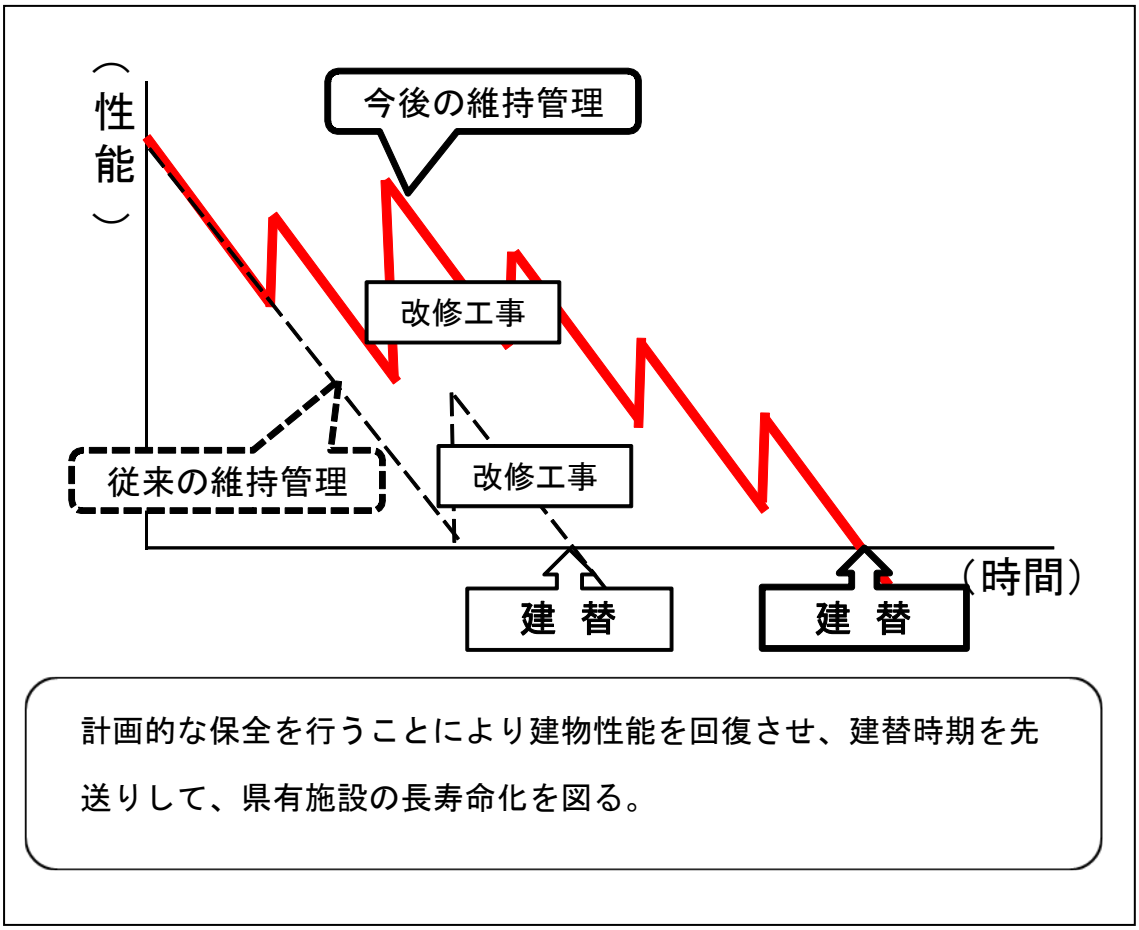
災害拠点施設及び多数の者が利用する建築物 1,233 棟のうち、旧耐震基準により建設された 607 棟について耐震補強や改築等を実施。耐震化が完了。

【 第二期県有施設耐震化整備プログラム（ H28～R3 ）】

防災上重要な庁舎等における災害時の応急対策活動の継続や人命の保護を一層推進するため、災害拠点施設の割増補強と機能確保 57 棟、吊り天井等の構造躯体の耐震対策 51 棟、中規模施設等の耐震化 173 棟を実施。

⑤ 長寿命化の実施方針　現計画第４章３（P33）

今後も継続して利用していく施設について、計画的に修繕、改修工事を実施するため、中長期修繕・改修計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、利用者等の安全を確保するため、県有施設の耐震化や定期点検の実施体制の整備を進めます。



⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針　現計画第４章 2(5)（P32）

誰もが安心して利用できる公共空間の実現を目指し、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々に配慮した公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。特に性別に対する配慮については、ジェンダーの視点を反映するための手引きやチェックリスト等に基づいて推進します。

⑦ 脱炭素化の推進方針　現計画第４章４（P37,38）

県有施設の維持管理並びに建築、改修及び更新にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく「2050 ゼロカーボン達成のための第６次長野県職員率先実行計画」と整合を図りながら、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、エネルギーマネジメントの実践を通じて、エネルギー使用量の把握・分析及び運用改善を進め、県有施設の脱炭素化を推進します。

このため、以下の取組を行います。

＜エネルギーマネジメントの推進＞

施設ごとのエネルギー使用量を継続的に把握し、前年同期や類似施設との比較分析を行います。エネルギー使用量に大きな増減が生じた場合には、その要因を分析し、運用改善やその他設備改修など必要な対策を実施し、省エネルギーの推進を図ります。

また、エネルギー消費量の多い設備については、エネルギー使用の合理化に関する管理標準に基づく適切な運転管理を行い、効率的なエネルギー利用を推進します。

＜脱炭素化に資する施設整備の推進＞

2050 ゼロカーボン達成に資する取組を計画的に推進するため、新築・改築する施設は原則として ZEB・ZEH とするとともに、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備を設置します。

また、改修及び更新においては、開口部対策等による断熱性能の向上をはじめとする省エネルギー化を原則としつつ、ZEB・ZEH 化の検討を必ず実施することとし、その検討に当たっては、省エネ推進ワーキンググループにおいて施設の利用状況や管理状況、トータルコスト、省エネルギー効果及び温室効果ガス削減効果などを総合的に勘案します。

なお、施設設備の改修後は、省エネルギー効果や経費節減効果を検証し、継続的な改善につなげます。

＜脱炭素化推進体制の整備＞

エネルギーマネジメントに必要な人材の育成と組織体制の整備を図ります。また、職員一人ひとりが環境配慮の視点を持ち、日常的な省エネルギー活動や温室効果ガス削減に取り組みます。

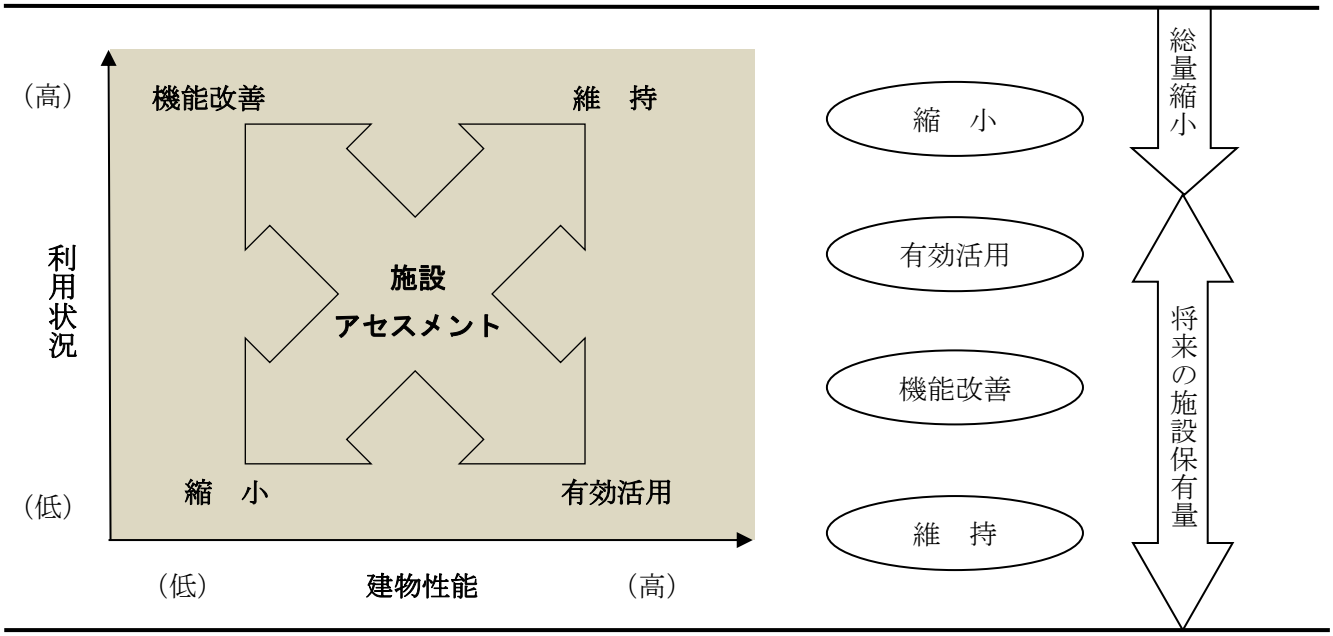
⑧ 統合や廃止の推進方針　現計画第４章 1(1,2)（P25,26）

＜施設アセスメント＞

施設の「維持（継続活用）」、「機能改善（大規模修繕、建替）」、「有効活用」、「縮小」などの利活用の方向性を検討するための判断材料として、一定規模以上の県有施設について、耐震性等の「建物性能」、利用者数や利用頻度等の「利用状況」、維持管理費等の「管理効率」を把握する施設アセスメントを概ね５年周期で実施します。

（注）施設アセスメント：耐震性等の「建物性能」、利用者数や利用頻度等の「利用状況」、維持管理費等の「管理効率」、資産価値等を評価（アセスメント）することにより、施設の性能と価値を把握するものです。

【施設アセスメントによる利活用調整イメージ図】



＜施設の有効活用・転用集約化計画＞

概ね５年周期で実施する施設アセスメントの結果を踏まえ、施設の有効活用・転用集約化計画の改定を行います。

また、本計画に基づく取組を着実に推進し、現地機関を含めた県組織体制や既存施設の機能の見直し・集約化、余剰財産の処分等を進めることで、総量縮小を図ります。

＜高等学校再編計画＞

県立高校の再編（統合や廃止）については、社会経済構造の大変動の時代において、単なる少子化対応のための縮小・統廃合ではなく、長野県の高校教育を新たな学びへと改革する絶好の機会と捉え、「学びの改革　基本構想」と、基本構想を更に具体化した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」に基づき、「新たな教育の推進」と「再編・整備」を両輪として取り組んでいます。

高校の規模と配置については、中山間地が多く県土が広い本県の地理的特性から、都市部にも中山間地にも高校が存立し、各校の特長を活かして「新たな社会を創造する力」を育てることが望ましく、都市部と中山間地とでそれぞれ異なる基準（いわゆる「再編基準」）を設けています。また、校種ごとの配置についても実施方針の中で示しています。高校教育は地域の未来の在り方と不可分であることから、旧 12 通学区ごと「高校の将来像を考える地域の協議会」を設置し、再編基準や校種ごとの配置の考え方に基づき意見交換を行いました。協議会からの意見・提案を踏まえ、県教育委員会として、具体的な再編・整備計画【一次】～【三次】を策定し、計画的に整備を進めていきます。

⑨ 数値目標　現計画第１章 7①（P4）

＜県有財産の総量縮小＞

人口減少社会の到来及び厳しい財政状況等を考慮し、公共施設の適正化の観点から総量縮小を推進するとともに、未利用県有地の売却などを進め、県有施設総量（総延床面積）を令和 18 年度末までに、令和７年度末比で新たに５％縮減します（インフラ施設、企業資産を除く）。

※令和７年度末時点：3,583,131 ㎡ ⇒ 令和 18 年度末までに５％（179,157 ㎡）の縮減

＜県有財産の有効活用＞

公共施設のニーズの変化等に応じた移転・集約・再配置や、民間等による庁舎等の空きスペースや未利用県有地の有効活用などを推進し、令和 18 年度末までに、県有財産（土地・建物）の有効活用事例の新規導入件数を、前計画期間の件数から倍増させます。

※前計画期間中（平成 29 年～令和８年 10 月時点まで）の有効活用実績：約 50 件

⇒ 現計画期間（令和９年～令和 18 年度末まで）において 100 件以上の新規有効活用事例の創出

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用　現計画第４章 1(3),5 章 6（P26,40）

所有外管理資産に係る減価償却費の計上が開始されることに伴い、有形固定資産減価償却率の把握が一層進むことから、県管理国道等も含めた公共施設の老朽化対策における地方公会計データの活用が見込まれます。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針　現計画第４章 1(4),2(1)(2),5 章 5（P27,30,31,40）

＜貸付制度の活用＞

歳入確保や県有財産の有効活用の観点から導入した、庁舎のホール壁面、エレベーター内壁面、庁舎屋根等の貸付制度を活用し、更なる有効活用を進めます。

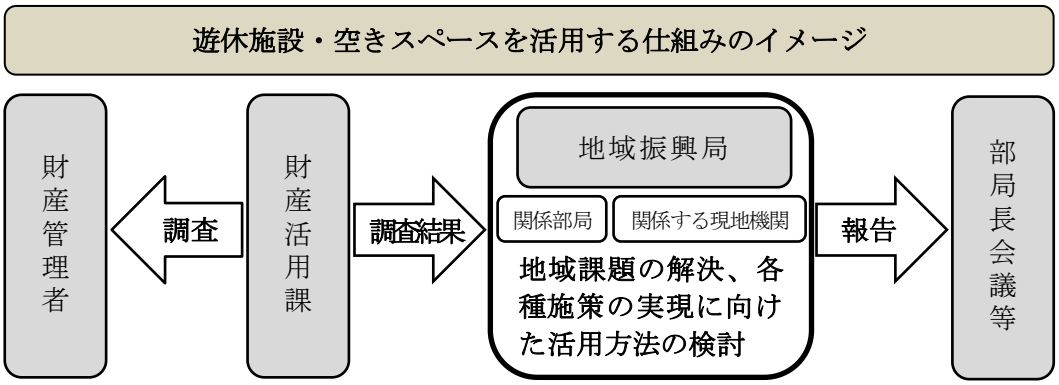
売却が進まない未利用県有地・県有施設及び利便性等の観点から新たに行政ニーズが生じた際に対応するために留保する現在未利用の財産は、有効活用の

観点から、ＮＰＯや民間事業者、市町村等への短期及び中長期の貸付を推進し、その有効活用を図ります。

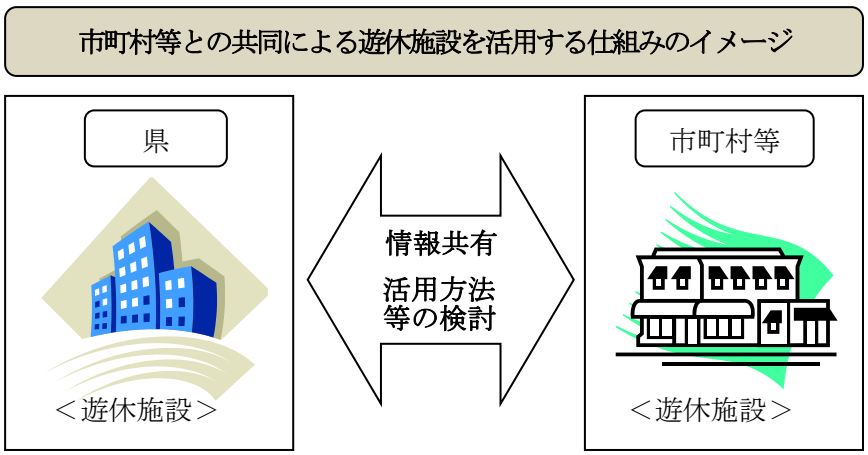
＜遊休施設・空きスペースを活用する仕組みの構築＞

一定規模以上の県有施設について利用状況等の調査を行うなど、遊休施設・空きスペースを把握に努めるとともに、県の各種施策の実現を図るため、有効に活用する仕組みを構築します。

未利用県有地等について、その状況や活用可能性を把握しやすい形で整理・共有するなど、県有財産の見える化に取り組み、市町村や民間事業者等との連携による活用を促進します。



また、県だけでなく市町村等の遊休施設の情報を共有し、地域振興などの観点から市町村等と共同で有効に活用する仕組みを構築します。



＜高校再編に伴う後利用の検討＞

再編計画に基づき統合される高等学校の校地・校舎について、再編時期や関係者の意向に配慮しながら、地元市町村や地域振興局等と連携して部局横断的に検討を行い、土地・建物の売却や不用となる建物の除却など、総量縮小かつ収入確保を図っていきます。

なお、検討にあたっては民間事業者や外部有識者の知見を活かしたり、先進他団体の取組事例なども研究・活用しながら、有効活用するための手法を整理し、情報発信により広く活用希望を募ることで、地域の活性化に資する有効活用を図ります。

＜県庁周辺整備＞

令和６年度末策定の『長野県庁周辺の整備方針』に基づき、県庁周辺の老朽化した県有施設や県有地の有効活用を検討し、今後の県庁舎及び周辺の一体的な整備を推進します。



出典:『長野県庁周辺の整備方針』(R7.3)

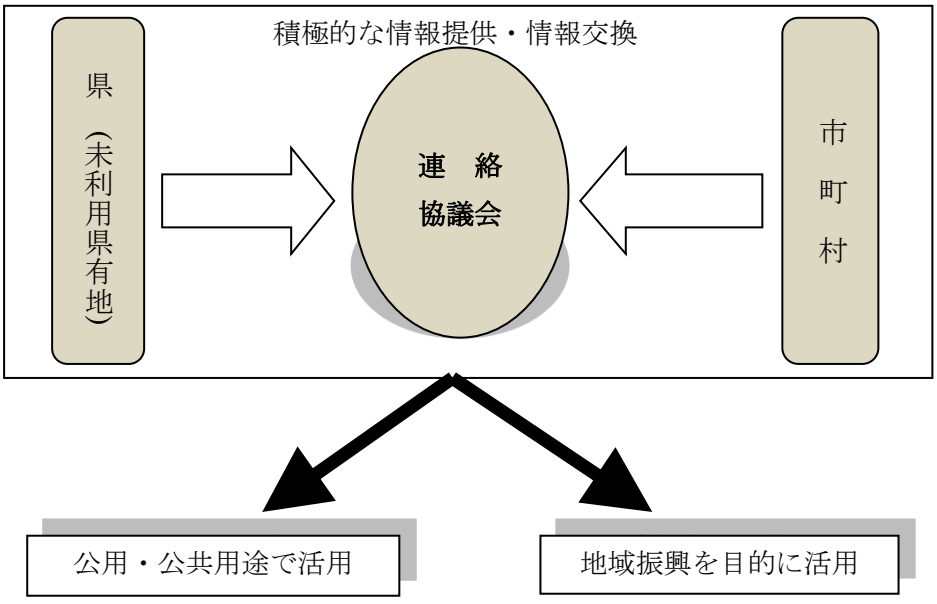
＜未利用県有地の売却促進＞

未利用県有地について、市町村と連携し、双方の未利用財産情報の共有を継続的に行うとともに、個別の物件特性に応じ、必要に応じて関係機関との検討の場を設けるなど、公用、公共用又は地域振興を目的とした活用の検討を柔軟に行います。

また、県有地全体の効率化を図る観点から、県と市町村との間での土地の借受・貸付関係の解消に向けた土地交換を積極的に推進します。

職員宿舎管理戸数適正化実行計画、施設の有効活用・転用集約化計画等との整合を図りながら、未利用県有地を確実に把握しリスト化します。

未利用県有地の一層の売却促進に向けては、民間のノウハウや市場ニーズを取り入れた多様な売却方法や無接道地・境界不明地などの売却困難物件の処分方法など売却促進策を検討します。あわせて、リスク管理の適正化を図りつつ、包括的な処分手法の導入等も視野に入れ、事務の効率化と売却の加速化を推進します。



＜財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス＞

未利用となる県有財産の利活用・売却等については、部局内はもとより、全庁的に様々な観点から利活用の方法を十分検討し、決定します。

また、市町村等の遊休施設についても情報を共有し、利活用などについて、検討を行います。

【決定プロセス】

① 部局内での利活用の検討

② 他部局での利活用の検討

③ 市町村、公共的団体等による利活用の確認

④ 県民やＮＰＯなどの公共的団体等からの利活用アイディア募集

⑤ 利活用方法、売却の決定（ＦＭ推進会議・ＰＴ）

⑥ 利活用がない場合、民間等への売却や貸付け

⑫ 広域連携　現計画第４章 1(3,5)（P26,28）

公共施設のあり方については、施設ごとの課題や実態に応じて、県だけではなく市町村や民間等を含めた広域的な連携による検討が必要です。

利用者の大半が所在市町村の住民となる施設などは、利用者の利便性やサービス向上の観点から、市町村施設の利用や共同設置等を検討するとともに、県有施設の市町村等への譲渡・移管を進めます。

また、民間が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設については、譲渡・移管の検討に加え、民間の資金やノウハウを活用する方法を検討します。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携　現計画記載なし（新設）

県有施設の整備を行う際は、国や市町村等と情報共有を行うとともに、都市計画との整合や類似施設との役割分担等、施設のあり方について十分に検討を行います。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針　現計画第４章3(5),5章７（P36,40）

＜職員の意識改革＞

ファシリティマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、限られた財産の利活用に主体的に取り組むことが不可欠です。県有財産は県民の共有財産であることを改めて認識し、「保有する財産」から「利活用する財産」への意識定着を図るため、必要な研修等を行います。

＜保全業務の支援＞

公共施設等の修繕・改修工事の円滑かつ効率的な実施に向け、現地調査、設計図書の作成等の技術的支援を実施します。

⑮ 民間活力の活用方針　現計画第４章 1(3)（P26）

施設の整備や建替、運営においては、費用対効果の観点から、ＰＰＰ（注１）、ＰＦＩ（注２）などの民間の資金やノウハウを活用する方法を適宜検討します。

なお、検討にあたっては、「長野県 PPP/PFI 地域プラットフォーム（注３）」の機能等を活用し、官民連携による財産運営について積極的に検討します。



長野県 PPP/PFI 地域プラットフォームセミナー

（注１）ＰＰＰ：Public Private Partnership の略で、一般的に「官民連携」と訳される。「官」と「民」が役割を分担しながら、公共施設の整備や公共サービスの充実・向上を図ることを実現する概念・手法の総称。

（注２）ＰＦＩ：Private Finance Initiative の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することによって、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。平成 11 年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（ＰＦＩ法）に基づき実施される事業。

（注３）長野県 PPP/PFI 地域プラットフォーム：地方公共団体、地域の企業、金融機関等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得や具体の案件形成に繋げるためのサウンディングなどを行う場として、令和６年 11 月に設立。効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保するとともに、新たな事業機会の創出など地域経済の成長に寄与することを目的としている。

(4) ＰＤＣＡサイクルの推進方針　現計画第５章８（P41）

ファシリティマネジメントに関する取組をより実効性のあるものにしていくためには、取組の成果について適切な評価を実施し、効果を客観的に検証することにより新たな改善などの取組に生かしていくことが必要です。

そのため、毎年度計画内容の時点更新を行うことに加え、計画の中間年度である令和 13 年度（2031 年度）を目途に、取組実績を評価し進捗管理を行いつつ、必要に応じた計画内容の見直しを実施します。

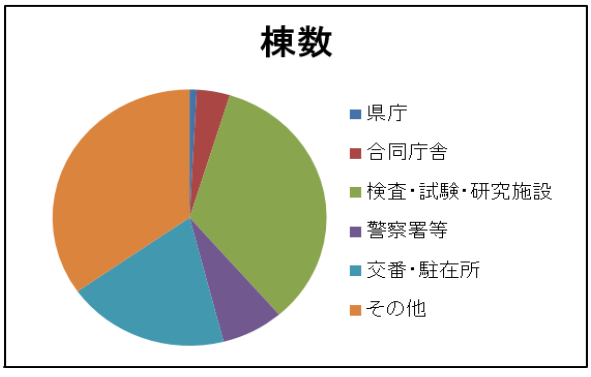
なお、計画内容や見直しの状況などについては、ホームページ等により県民に分かりやすい形で随時公表します。

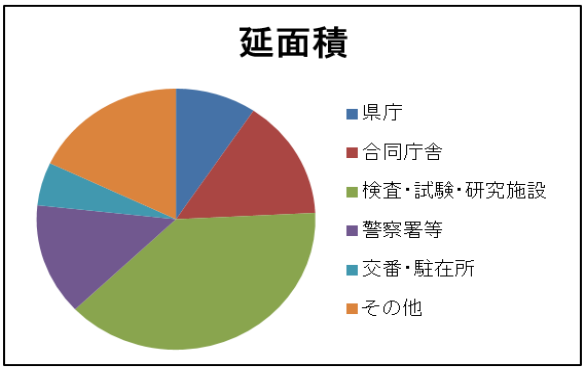
第４章　施設類型ごとの方針

1　庁舎・事務所

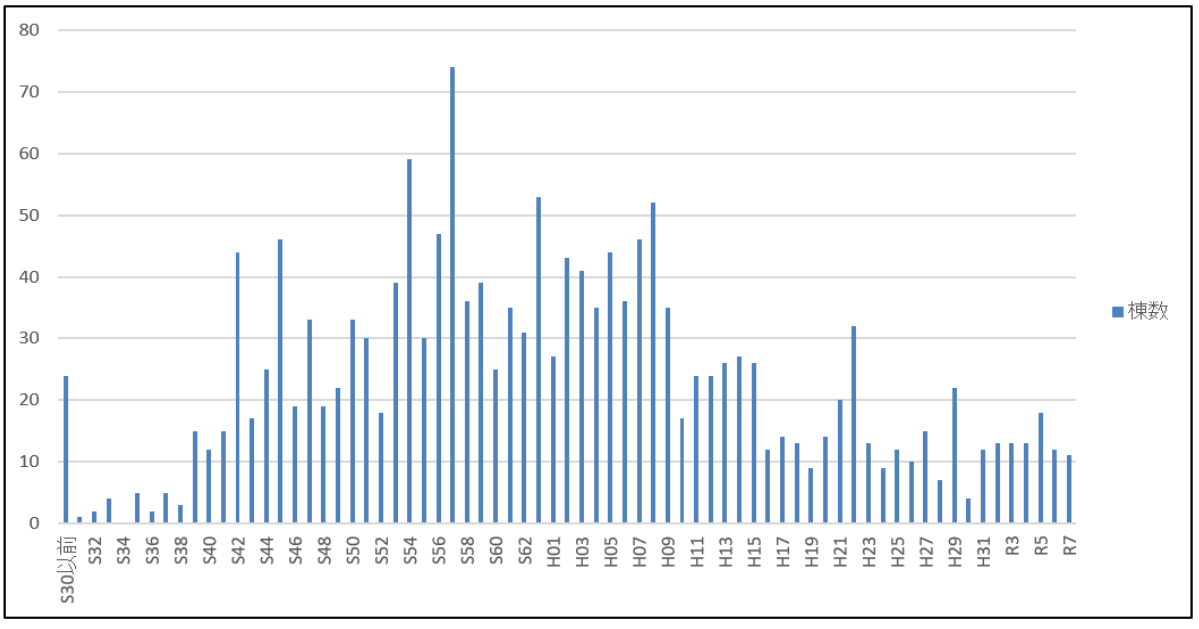
用途別建物棟数、延面積（令和7年度末現在）

用途	棟数	延面積
県庁	14	68,415.74㎡
合同庁舎	65	108,351.82㎡
検査・試験・研究施設	564	281,936.72㎡
警察署等	122	100,857.63㎡
交番・駐在所	320	38,986.80㎡
その他	578	130,984.08㎡
計	1,663	729,532.79㎡





建築年度別建物棟数（令和7年度末現在）



・　庁舎・事務所として設置されている施設棟数は約1,700、延面積は約73万㎡となっています。
・　また、建築年数が30年以上経過（平成7年以前に建築）している建物が約7割となっています。

（1）庁舎等（県庁、合同庁舎、検査・試験・研究機関、その他）

現状と課題	・ 行政サービスを効率的、効果的に提供する拠点として、県庁１施設のほか、県域を10の区域に分け、それぞれに合同庁舎が設置されています。また、県民生活の向上や地域産業の発展に寄与するための検査・試験・研究機関など、県内各地に県の庁舎や事務所等が設置されています。 ・ 築50年以上経過している施設が20.8%、築40年以上経過している施設が44.7%、築30年以上経過している施設が68.2%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると80%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。 ・ 人口減少社会の到来等の社会情勢に応じたニーズの変化への対応、施設の総量適正化（総量縮小）の実現、統廃合等による庁舎の有効活用が課題となっています。

取組方針	点検・診断等	・ 建築基準法に基づく定期点検、消防用設備等の点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検マニュアルによる定期点検等を実施します。
	維持管理・修繕・更新等	・ 施設の修繕や改修工事については引き続き、「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」に基づき実施時期を調整しつつ、戦略的かつ計画的に実施します。 ・ 再生可能エネルギーの導入等を推進するとともに、施設の適切な運用管理を通じて徹底した省エネルギーを推進し、維持管理の一層の適正化を図ります。
	安全確保	・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐震化	・ 施設によっては災害時の防災拠点施設にもなることを想定し、常に機能の維持と安全の確保を図るため、適切な維持管理を行います。
	長寿命化	・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・ 施設アセスメントの評価結果及び施設の有効活用・転用集約化計画等に基づき、既存施設の除却や売却を推進します。 ・ 施設の特性を踏まえつつ、利用者の利便性やサービス向上の観点から、市町村施設の利用や共同設置等を検討するとともに、県有施設の市町村や民間等への譲渡・移管を進めます。
	推進体制	・ FM推進会議を設置し、基本計画の決定、見直し及び施設の中長期修繕・改修計画、有効活用・転用集約化計画などの基本的な計画及び、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて全庁的に協議します。 ・ ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組むとともに、職員の意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

（2）警察施設

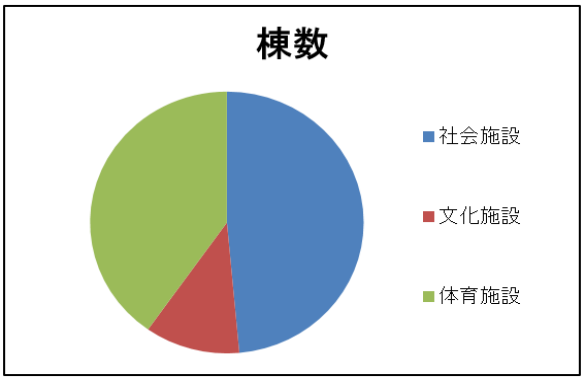
現状と課題	・ 警察署や交番、駐在所などの警察施設は442棟で、施設の統合や廃止を進めたことにより、第1期基本計画を策定したH28から約100棟減少しました。 ・ しかし、老朽化が進行し、H28比で築30年以上の割合が40%から53%に、築40年以上は7%から26%に、築50年以上は0．9%から5%に、それぞれ上昇しました。これに伴って、空調等の設備の機能不全を起こす庁舎が増えています。 ・ 特殊詐欺やサイバー空間での犯罪など、犯罪の多様化・複雑化に対応するため、組織の新設や職員の増員により執務室が不足し、警察本部組織の分散化及び狭隘化が深刻化しています。 ・ 施設の老朽化や分散化による警察機能の低下を防ぐため、警察本部機能の集約、施設の長寿命化及び計画的な更新を進めることが課題となっています。

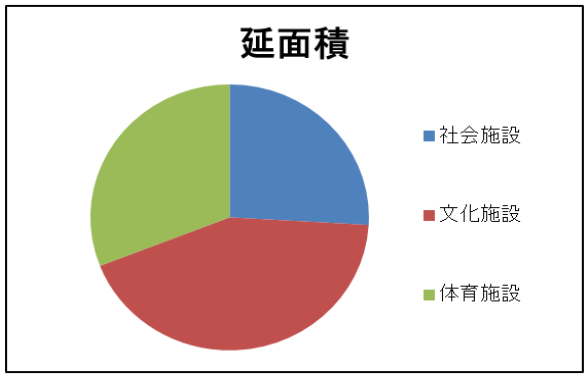
取組方針	点検・診断等	・ 建築基準法に基づく法定点検や、国土交通省の「建築保全業務共通仕様書」に基づいた点検を適切に実施し、不良個所の早期発見と予防保全に努めます。
	維持管理・修繕・更新等	・ 予防保全の観点から、点検により発見された修繕箇所は、重大な不具合が発生する前に計画的に修繕を実施し、施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。 ・ 修繕を実施する際は、単純な原状復旧を行うのではなく、施設の利用状況や費用対効果、省エネルギー効果等を総合的に勘案のうえ、最適な方法により行います。
	安全確保	・ 施設に重大な損傷が確認された場合は、職員や利用者の安全を最優先とし、施設の廃止や代替施設を活用するなど、状況に応じた適切な対応を行います。
	耐震化	・ 県有施設耐震化整備プログラムによる耐震化工事は全て完了したため、同プログラムでは対象外であった200㎡以下の交番・駐在所等の小規模庁舎の耐震化の割増補強を進めます。
	長寿命化	・ 構造別に目標使用年数を定め、その達成に向けて大規模改修工事を計画的に実施するとともに、予算の平準化を図りながら、施設の長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・ 治安情勢や地域の実情、施設の利用状況等を踏まえ、統合・集約化や再配置、廃止等を検討し、警察機能を維持しながら施設総量の適正化を図ります。 ・ 警察本部庁舎の建設を早期に実現し、分散していた本部所属を集約し、不用となる庁舎等の廃止や、空いた事務室の有効活用を進めます。
	推進体制	・ 長期的な施設の建替え及び大規模改修計画を策定し、組織全体で共有することで、担当課だけで進めるのではなく、組織全体で施設の長寿命化や適切な維持保全に取り組める体制を整えます。

2　社会・文化・体育施設

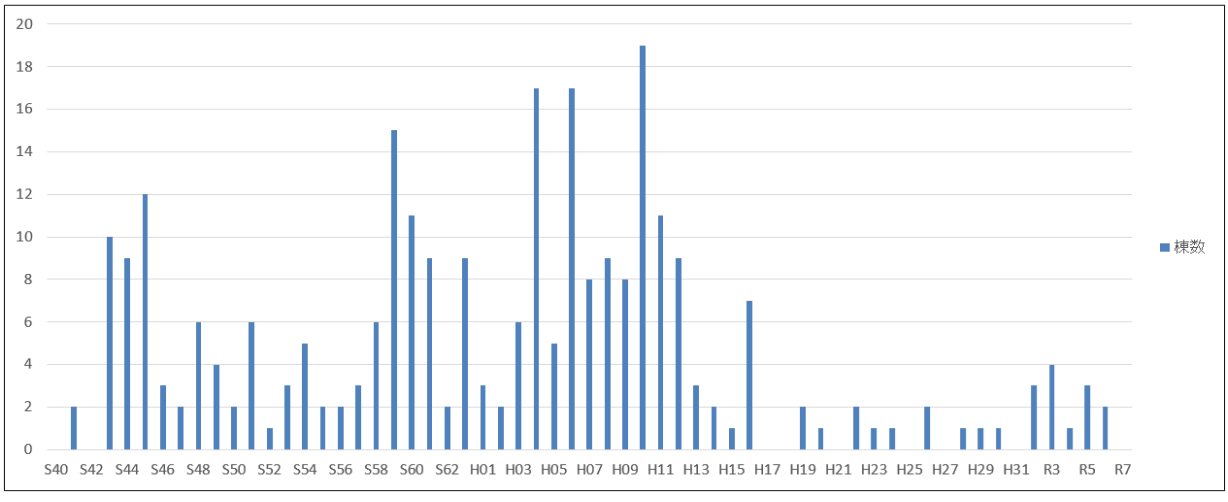
用途別建物棟数、延面積（令和7年度末現在）

用途	棟数	延面積
社会施設	134	60,814.77㎡
文化施設	31	101,318.07㎡
体育施設	111	72,635.61㎡
計	276	234,768.45㎡





建築年度別建物棟数（令和7年度末現在）



・　児童相談所、諏訪湖環境研究センターなどの「社会施設」、文化会館、県立美術館などの「文化施設」、野球場、ジャンプ台などの「体育施設」が県内各地に設置されています。
・　棟数は合計で276棟、延面積は約23万㎡となっています。
・　また、建築年数が30年以上経過（平成7年以前に建築）している建物は約7割となっています。

（1）文化会館・創造館

現状と課題		・ 県民の文化振興、福祉の増進を図るため、文化会館などの文化施設が県内各地に設置されています。 ・ 築40年以上経過している県民文化会館や佐久創造館をはじめ、伊那文化会館や松本文化会館も築30年以上経過しており、今後10年以内にすべての施設が築40年以上になる状況であり、今後も老朽化対策が必要となります。 ・ すべての施設が指定管理者により管理されています。 ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来に伴う施設ニーズの変化や、施設運営に係る人材の確保などに対応するため、県有施設のみならず、県内市町村の施設とも連携した最適化の実現が課題となっています。
取組方針	点検・診断等	・ 定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検講習会を開催します。
	維持管理・修繕・更新等	・ 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」を策定し、戦略的、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。 ・ なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行うものとします。 ・ また、老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安全確保	・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐震化	・ 庁舎等の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を推進します。
	長寿命化	・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・ 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 ・ 利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設については、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡を推進します。 ・ 民間団体等が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設については、民間団体等への移管を進めます。 ・ 公共施設の最適化を図る視点を市町村等と共有し、市町村等との施設の相互利用、土地・建物の交換、共同施設の整備等について検討します。 ・ 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推進体制	・ FM推進会議を設置し、基本計画の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画及び、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議します。 ・ ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組むとともに、職員の意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

（2）県営野球場

現状と課題

施設名称	建設年度	延面積（㎡）	施設の概要
長野県長野運動公園	昭和41年度	2,876.27	＜野球場＞ 本館内野スタンド スコアボード 外野便所
長野県営上田野球場	平成8年度	4,140.29	＜野球場＞ メインスタンド スコアボード
長野県営飯田野球場	平成元年度	2,312.07	＜野球場＞ 本館メインスタンド 内野スタンド 外野スタンド スコアボード

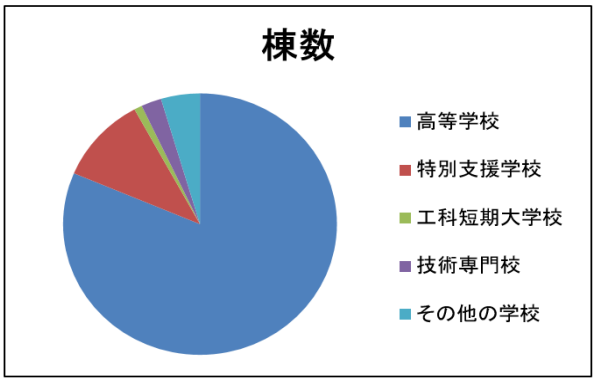
- 長野県長野運動公園、長野県営上田野球場、長野県営飯田野球場の3つの野球場を管理しています。
- 施設の安全かつ安定的な運営を行うため、施設改修や設備更新など維持・修繕への対応が課題となっています。
- 競技人口の減少や地域に応じた施設ニーズの変化等に対応した県有施設の最適化の実現が課題となっています。
- 利用者の利便性やサービス向上の観点から、長野県長野運動公園および長野県営上田野球場が所在する市と移管に向けて協議中です。

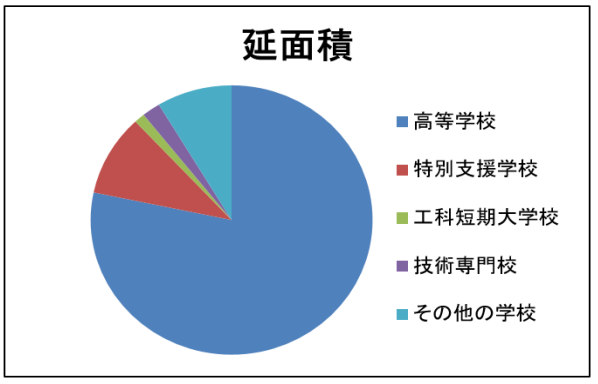
取組方針	点検・診断等	・ 指定管理者による日常点検、清掃、補修を継続して実施し、施設の劣化や損傷の把握を行います。
	維持管理・修繕・更新等	・ 財政負担の平準化及び工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による「修繕・改修工事の優先度評価」による順位付けを行い、実施時期の調整を行います。 ・ 長野県営飯田野球場については、更新・改修工事の時期や費用等の目安となる「長野県公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の更新・改修工事を実施します。
	安全確保	・ 点検・診断等により、整備の優先度が高いと認められた施設については、修繕・改修計画の優先度評価の結果等を踏まえ、適切に対処します。
	耐震化	・「県有施設耐震化整備プログラム」により、平成26年度までに耐震化が必要な施設については改修を終えました。 ・「県有施設耐震化整備プログラム」の対象にならない施設については、今後検討が必要です。
	長寿命化	・「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・「県が直接管理することが必要な施設」を選別し、直接管理不要な施設については、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、「利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設」は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、市町村への移管を検討します。
	推進体制	・ 特になし

3　県立学校

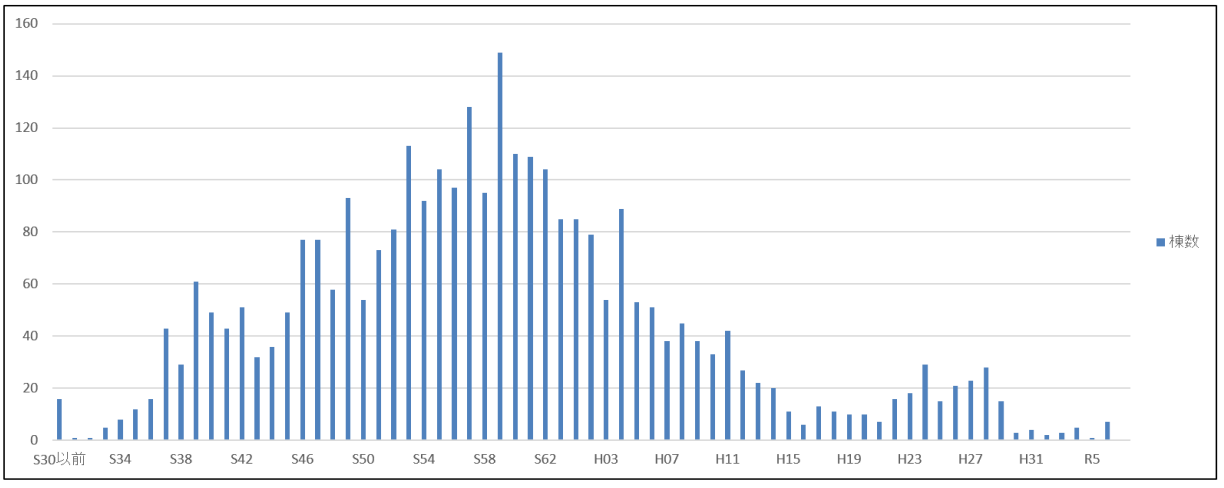
用途別建物棟数、延面積（令和7年度末現在）

用途	棟数	延面積
高等学校	2,510	1,090,267.08㎡
特別支援学校	330	136,017.17㎡
工科短期大学校	29	17,061.86㎡
技術専門校	74	29,246.43㎡
その他の学校	142	73,863.06㎡
計	3,085	1,346,455.60㎡





建築年度別建物棟数（令和7年度末現在）

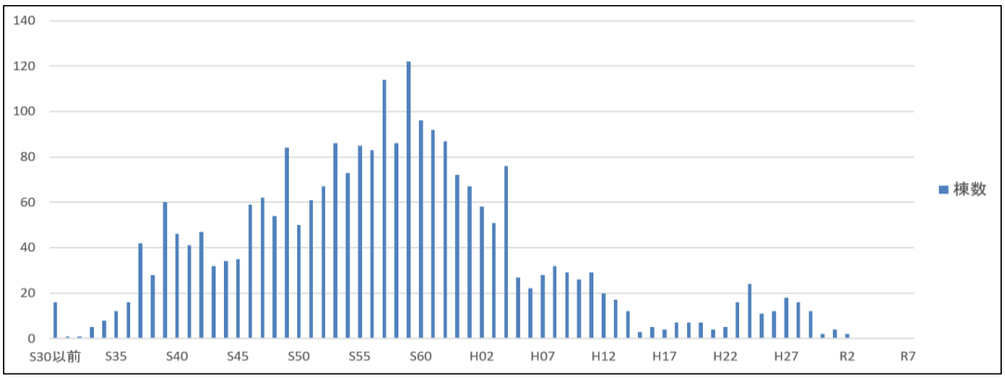


・ 高等学校、特別支援学校のほか、工科短期大学校、技術専門校、看護大学、公衆衛生専門学校、福祉大学校、消防学校、農業大学校、林業大学校などが、県内各地に設置されています。
・ 棟数は合計で3,085棟、延面積は約135万㎡となっています。
・ また、建築年数が30年以上経過（平成7年以前に建築）している建物は約8割となっています。

（1）高等学校

現状と課題

用途	棟数	延面積
高等学校	2,510	1,090,267.08㎡



・ 令和9年4月現在、県立高等学校は80校が設置されています。
・ 施設数が多く、また、各校の施設規模も大きいことに加え、これまで耐震化整備プログラムに基づく耐震対策を優先した施設整備を行ってきたため、高校再編やトイレ改修、空調整備等の学習環境改善を進めているものの、施設・設備の老朽化が顕著になっています。
・ また、高校再編により使用しなくなる施設の後利用も課題となっています。

取組方針	点検・診断等	・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の定期点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検等を実施します。
	維持管理・修繕・更新等	・ 財政負担の平準化及び工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等により実施時期の調整を行うものとします。
	安全確保	・ 点検・診断等により整備の優先度が高いと認められた施設について適切に対処します。
	耐震化	・「県有施設耐震化整備プログラム」対象施設の耐震化は完了しました。 ・「第二期県有施設耐震化整備プログラム」により、平成27年度までの耐震化において対象外となっていた中規模施設と吊り天井等の非構造部材の耐震化に取り組み、吊り天井等の耐震化は平成28年度に、中規模施設の耐震対策については、令和2年度に完了しました。
	長寿命化	・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・「施設アセスメント」の結果「縮小」と評価された施設については、所管換や財産処分を図ります。 ・「施設アセスメント」の結果「維持」、「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を図ります。 ・ 平成30年9月に策定した「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」に基づき、新たな教育を推進するとともに、少子化に伴う高等学校の規模と配置の適正化に一体的に取り組みます。
	推進体制	・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

（2）特別支援学校

現状と課題	・県立特別支援学校は18校が設置されており、多様な障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、障がい特性に配慮した施設環境を有しています。 ・児童生徒の安全確保や教育環境の維持のため、これまで必要に応じて改修や設備更新を進めてきましたが、建築後30年以上経過した建物が多く、施設・設備の老朽化対策が課題となっています。 ・児童生徒の増加や教育的ニーズの多様化に伴う狭隘化への対応を図るため、松本支援学校の増改築、若槻支援学校の全面改築及び寿台支援学校の増築整備を進めており、今後も老朽化対策や教育環境の改善に向けた計画的な施設整備を推進する必要があります。

取組方針	点検・診断等	・建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の法定点検を実施します。 ・点検及び診断結果を踏まえ、施設・設備の適切な維持管理に努めます。
	維持管理・修繕・更新等	・「長野県特別支援学校整備基本方針」に基づき、本基本計画を踏まえた施設整備と中長期修繕・改修計画による計画的な修繕・改修を実施します。 ・施設の長寿命化を図るため、施設の状況や優先度を勘案しながら、適切な維持管理を推進します。
	安全確保	・点検・診断の結果を踏まえ、施設の安全確保に必要な修繕・改修を実施します。 ・児童生徒の障がい特性や教育的ニーズに配慮した施設整備を進め、安全で安心な教育環境の確保に努めます。
	耐震化	・「県有施設耐震化整備プログラム」に基づき耐震診断を実施し、必要な耐震改修は完了しています。 ・適切な維持管理により、施設の安全性の確保に努めます。
	長寿命化	・老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図ります。 ・今後も長期的な利用が見込まれる施設については、適切な保全措置により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	・児童生徒数の推移や教育的ニーズの変化を踏まえ、既存施設の有効活用及び施設運営を推進します。 ・施設の老朽化や狭隘化の状況に応じて計画的な施設整備を実施し、良好な教育環境の維持・向上を図ります。
	推進体制	・ファシリティマネジメント基本計画及び個別施設計画に基づき、計画的な施設マネジメントを推進します。 ・学校及び関係部局が連携し、効率的かつ効果的な施設整備及び維持管理を推進します。

（3）工科短期大学校、技術専門校

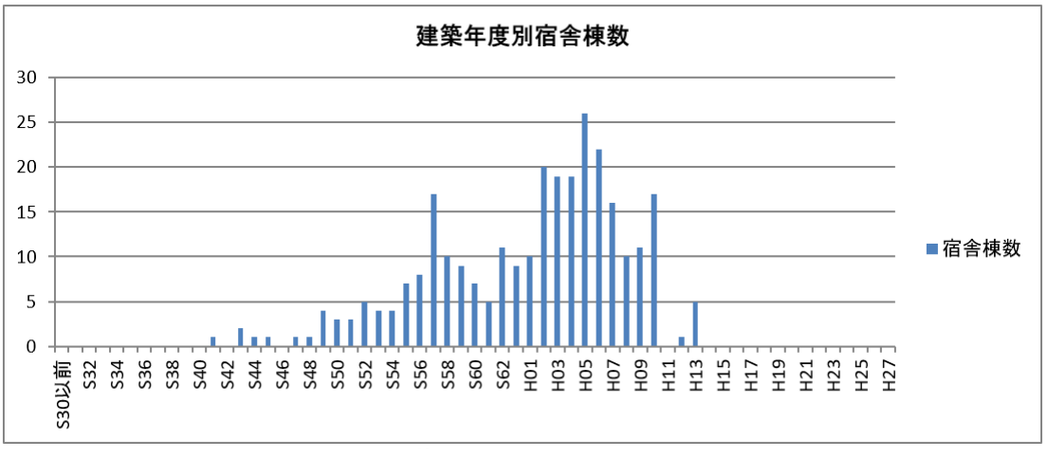
現状と課題	・新規学卒者・離転職者等に対し、就業に必要な技能・技術及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施し、県内産業界を担う人材を育成することを目的として、工科短期大学校2校、技術専門校6校を設置しています。 ・築40年以上経過している施設が36%、築30年以上経過している施設が37%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると85%を超える状況であり、老朽化対策が必要になると予想されます。 ・第12次長野県職業能力開発計画（計画年度：令和8年度～12年度（予定））に基づき、施設の総量の適正化について検討が必要です。

取組方針	点検・診断等	・建築基準法に基づく定期点検のほか、日常点検等を実施しています。 ・引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検等を実施するとともに、日常的に職員が点検を実施します。
	維持管理・修繕・更新等	・20万円未満の修繕については、年度当初に修繕予算を再配当し各校の判断において実施します。20万円以上の修繕については、産業人材育成課に協議の上、予算再配当後、修繕を実施します。見積額が100万円を超えるものについては、緊急性や重要性等により優先順位をつけて予算化し、計画的に修繕を実施します。
	安全確保	・危険性が高いものは優先順位をあげ早急に修繕をするようにしていきます。
	耐震化	・「県有施設耐震化整備プログラム」により、耐震診断を実施済です。改修の必要な施設はありません。
	長寿命化	・職員による日常点検を実施しています。修繕必要個所は産業人材育成課担当職員の現地確認等を実施の上、緊急性の高いものから順位付けをし年度計画を策定の上、計画的に修繕を実施していきます。
	施設総量の適正化	・第12次長野県職業能力開発計画（計画年度：令和8年度～12年度（予定））に基づき、職業訓練施設の総量の適正化について検討します。
	推進体制	・ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

4　職員宿舎

現状と課題

1　職員宿舎の概要



入居状況　（令和8年5月1日現在）

		知事部局	教育委員会	警察本部	合計
保有戸数		1,612　戸	1,098　戸	1,459　戸	4,169　戸
入居戸数		1,065　戸	736　戸	1,082　戸	2,883　戸
入居率		66.1　%	67.0　%	74.2　%	69.2　%
保有棟数		99　棟	88　棟	104　棟	291　棟
	戸建	9　棟	20　棟	6　棟	35　棟
	集合	90　棟	68　棟	98　棟	256　棟

2　職員宿舎の管理

○「職員宿舎に関する基本方針（平成25年度策定）」により、今後、県が維持する宿舎を以下の3類型に整理しました。

(1) 山間へき地・県外に勤務する職員用宿舎
(2) 居住場所が勤務公署の近接地に制限されている職員用宿舎
(3) 災害時等の要員確保用宿舎

○　維持する宿舎については「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」により長寿命化を進めています。

○　上記以外の宿舎は、建物の老朽度合い及び耐用年数を考慮し当面使用できる期間活用しつつ、「職員宿舎管理戸数適正化実行計画（平成26年度策定、令和5年度見直し）」に基づき、廃止を進めています。

○　宿舎は、「職員宿舎管理規則」及び「職員宿舎管理規則の運用通知」により管理しています。効率的な管理を行うため、以下のような取組を実施しています。

・「職員宿舎共同利用実施要領（平成25年度策定）」により、任命権者の枠を超えた共同利用を推進
・年間を通じて空き部屋の情報を発信し、入居者を随時募集

共同利用の状況　（令和8年5月1日現在）

年度	共同利用人数	知事所管	（うち教育）	（うち県警）	教育所管	（うち知事）	（うち県警）
R3	153	77	59	18	76	54	22
R4	118	49	36	13	69	56	13
R5	130	59	43	16	71	60	11
R6	122	44	33	11	78	65	13
R7	122	57	45	12	65	54	11
R8	136	75	59	16	61	50	11

取組方針

点検・診断等

・ 建物の適切な維持管理を図るため、点検項目や事務処理について、「宿舎管理マニュアル（標準業務マニュアル）」により実施していきます。

維持管理・修繕・更新等

・ 修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」により、計画的に修繕・改修工事を実施します。
・ 計画の見直しにあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行います。
・ 施設の更新等を行う場合には、「職員宿舎に関する基本方針」に基づき、借上げやPFIなどの導入についても検討していきます。

安全確保

・ 計画的に改修をすることにより予防保全に努めます。
・ 点検等により高度の危険性が認められた施設については、「職員宿舎に関する基本方針」及び「職員宿舎管理戸数適正化実行計画」による当該施設の今後の方向性（廃止計画など）を勘案しながら、適切に対処していきます。

耐震化

・ 平成28年度に策定された「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき耐震化を行ってきました。
・ 居室等の用途で使用されている建物の耐震化は終了したため、物置や建築設備（受水槽室等）についても耐震化を進めていきます。

長寿命化

・ 耐久性、耐震性等の性能を確保するため、施設の性能基準に基づき、「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」により、大規模改修や改築等の事業計画を策定し、実施していきます。

施設総量の適正化

・「職員宿舎管理戸数適正化実行計画（第三期：令和6年度から令和10年度まで）」に基づき、進捗管理を行いながら廃止を進めていきます。
・ 具体的な廃止宿舎については、5年ごとに入居状況や県の行財政改革の進捗状況等を踏まえ決定するものとします。
・ 維持する宿舎とされた宿舎についても、入居率が著しく低下している、近隣に民間のアパート等が充分供給されている等、個々の状況を勘案し、廃止を検討します。

廃止の状況　（令和8年3月末現在）

	知事部局		教育委員会		警察本部		合計	
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数
第1期（平成26年～平成30年）	60	138	281	404	37	105	378	647
第2期（令和元年～令和5年）	6	64	50	141	29	182	85	387
第3期（令和6年～令和10年）	3	45	23	63	15	100	41	208
合計	69	247	354	608	81	387	504	1242

推進体制

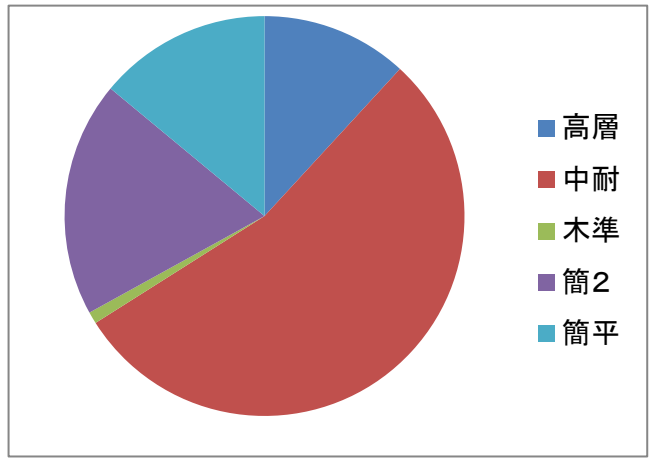
・ 平成23年度から設置している職員宿舎ワーキンググループにおいて、職員宿舎の課題に対する検討・協議していきます。
・ また、財産管理者も含めて、入居率の向上を図る利用方法等を検討していきます。

5　県営住宅

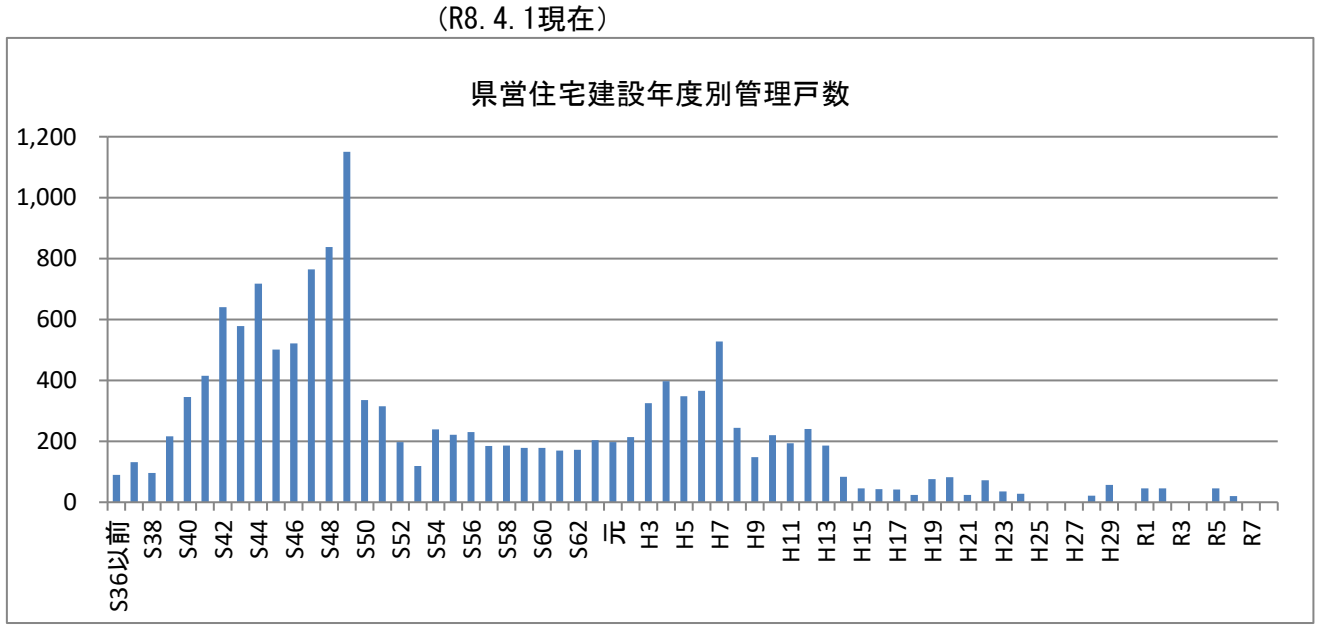
現状と課題

【県営住宅構造別管理戸数】

構　造	戸　数	割合
高層耐火構造	1,695	11.8%
中層耐火構造	7,754	54.1%
木造準耐火構造	137	1.0%
簡易耐火構造2階建	2,724	21.7%
簡易耐火構造平屋建	2,002	14.0%
木 造	22	0.2%
計	14,334	―



（R8. 4. 1現在）



【県営住宅のストックの状況　R8.4.1現在】

①建設年度別・構造別管理戸数

・昭和40年代以前に建設された住宅は、7,004戸（48.9%）で、老朽化が進んでいます。

（令和8年4月1日現在）（単位:戸、%）

建設年度/構造		木　造 平屋建	簡易耐火 平屋建	簡易耐火 二階建	木　造 準耐火	中　層 耐　火	高　層 耐　火	合計	
									構成比
戸　数		22	2,002	2,724	137	7,754	1,695	14,334	100.0
構　成　比		0.2	14.0	19.0	1.0	54.1	11.8	100.0	―
内訳	昭和20年代	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	昭和30年代	4	131	214	0	184	0	533	3.7
	昭和40年代	0	1,853	2,005	0	2,041	572	6,471	45.1
	昭和50年代以降	18	18	505	137	5,529	1,123	7,330	51.1

②耐用年数経過等の管理戸数

・耐用年数の1/2を経過した住宅は10,329戸（72.1%）。このうち、耐用年数を経過した住宅は4,744戸（33.1%）となっています。

（令和8年4月1日現在）

耐用年限	木造		簡平		簡二		木準		中耐		高層		計	
	30年				45年				70年					
	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)
耐用年限1/2未経過	0	0.0	0	0.0	0	0.0	137	100.0	2,851	36.8	995	58.7	3,983	27.8
耐用年限1/2経過	4	22.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,903	63.2	700	41.3	5,607	39.1
耐用年限経過	18	81.8	2,002	100.0	2,724	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,744	33.1
計	22	104.0	2,002	100.0	2,724	100.0	137	100.0	7,754	100.0	1,695	100.0	14,334	100.0

取組方針	点検・診断等	以下の点検の実施を実施します。 (1) 随時点検: 職員が団地を訪問した際等の機会をとらえて、外観目視により建物の状況把握を行います。 (2) 定期点検:以下のとおり点検を実施し、結果を保存します。 1) 点検対象建物…木造準耐火構造、中層耐火構造及び高層耐火構造の県営住宅(共同住宅、100㎡超)並びに自動車車庫(100㎡超) 2) 点検対象設備 ① 上記 1)に設置されている、換気設備、排煙設備、非常用照明装置及び給水設備(受水槽、高架水槽、給水タワー) ② エレベーター 3) 点検時期…原則として、上記(2)の1)は3年毎、上記(2)の 2)は1年毎に実施
	維持管理・修繕・更新等	県営住宅ストックの維持管理等に関して以下のとおり進めます。 (1) 維持管理する団地 地域の需要推計と耐用年限を踏まえ、今後も活用が見込まれる以下の住宅を維持管理します。 1) 市町村の枠を超え広域的な需要から供給が必要となる団地 2) 耐用年限までに残存年数がある団地 (2) 建替を実施する団地 地域の需要推計を踏まえた市町村内の公営住宅の再編整備を図る観点から、移管協議(建設後25年経過後に無償譲渡)が整った団地において実施します。 1) 原則として、建設後25年経過した時点で事業主体変更 2) 市町村営住宅と近接した団地など市町村との連携により実施 3) 居住環境改善及び管理の効率化を図るため、周辺地域の老朽化した小規模団地等を統合しながら実施 (3) リニューアル 1) 維持管理が必要な低層住宅から厳選して全面的な改善を実施 2) 建設から相当年数が経過した中高層住宅は、子育て世帯等に配慮した間取りや設備とする住戸改善を実施 (4) 用途廃止する団地 地域の需要推計を踏まえ、老朽化等により活用見込みのない住宅について順次用途廃止し、除却を進めます。 1) 耐用年数が経過した団地 2) 小規模な団地(50戸未満) 3) 耐震性の不足など危険のある住宅 4) 利便性の悪い団地(郊外の団地)、集約や廃止を行う住宅 等 (5) 事業主体変更する団地 1) 事業主体変更協議が整った団地
	安全確保	必要に応じ安全性確保型の改善事業を実施 (1) 外壁落下防止、EVの地震対策やガス管の耐震性向上等の工事を実施します。 (2) 防犯性や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した改善を検討します。
	耐震化	・ 早期の耐震化率100%を目指します。
	長寿命化	(1) 長寿命化に関する基本的な考え方と意義 公営住宅ストックの建替時期の平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減のために以下の長寿命化工事を行います。 1) 従前の仕様等と比して耐久性が向上するものであること。 2) 従前の仕様等と比して躯体への影響が低減されるものであること。 3) 従前の仕様等と比して維持管理を容易にするものであること。
	施設総量の適正化	・ 国土交通省による公営住宅供給量等設定支援プログラムにより、将来の県内の要支援世帯数を推計し、県内及び圏域毎に必要戸数の公営住宅を供給していきます。県営住宅は、市町村域を超えた需給バランスを踏まえた供給とします。 ・ 小規模団地等で耐用年数が経過した団地を用途廃止するほか、県と市町村との役割分担や市町村の施策を踏まえながら、事業主体変更(市町村移管)について市町村と協議を進め、県営住宅の施設総量を縮小します。
	推進体制	・ ファシリティマネジメント基本計画に基づく個別施設計画である長野県県営住宅プラン(長野県県営住宅等長寿命化計画により事業を実施します。

6　インフラ施設

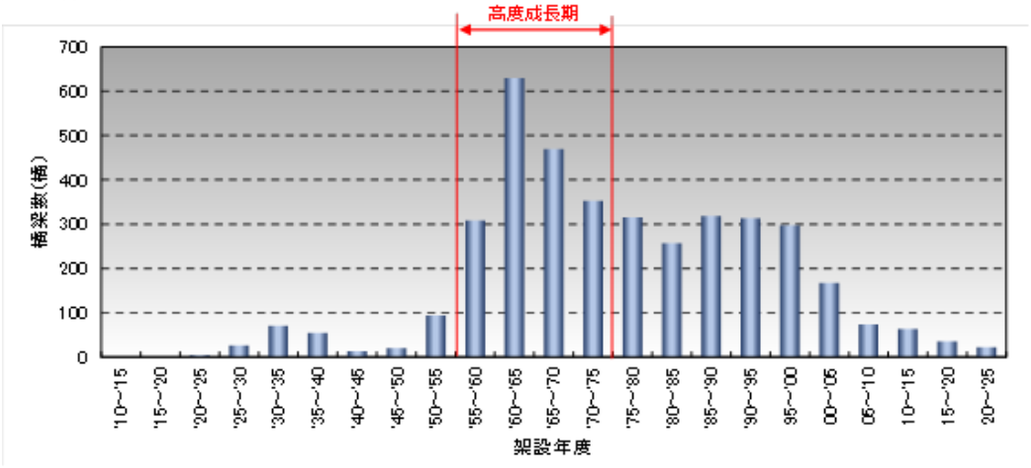
(1)　道　路

現状と課題

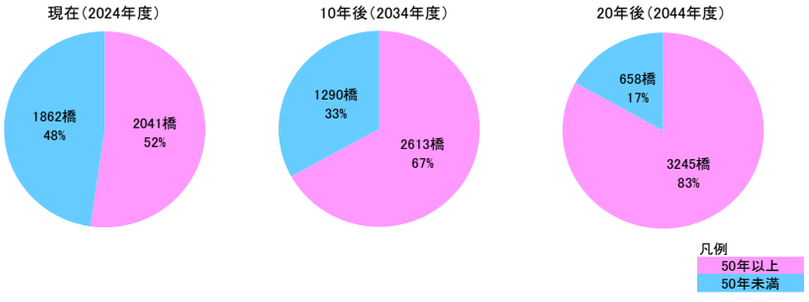
◆県管理道路施設の状況

主な管理施設	管理数 R7.4.1現在	建築後50年以上経過する高齢化施設			
		R7.4.1現在		10年後	
		数	率	数	率
橋梁	3,903橋	2,041橋	52%	2,613橋	67%
トンネル	213本	65本	30%	92本	43%
ロックシェッド	54箇所	9箇所	17%	25箇所	46%
スノーシェッド	72箇所	6箇所	8%	19箇所	26%
大型カルバート	4箇所	0箇所	0%	0箇所	0%
緊急輸送道路吹付法面	681箇所	33箇所	5%	120箇所	18%
舗装	5,109km	–	–	–	–

《橋梁の場合》 架設年次別橋梁状況（建設年不明橋梁を除く）（令和6年4月1日現在）



経過年50年以上の橋梁数（建設年不明橋梁を除く）（令和6年4月1日現在）



・　道路は、最も身近な社会資本であり、社会の安全・安定に果たす役割は非常に大きいものです。

・　今後、高度成長期に大量に建設された道路施設の老朽化が急速に進むと予測される中、車両の大型化や交通の質の変化への対応や、多様化・高度化する県民要望に応えるため、的確な道路の健全性、信頼性を維持し次世代に良好な資産として引き継ぐ必要があります。

・　道路の損耗を防ぎ、安全で円滑な交通の確保と沿道環境の保全を図るためには、効率的・効果的な維持修繕を行うことがきわめて重要です。

取組方針	点検・診断等	・ 橋梁、トンネル、大型の構造物については、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断します。点検要領を作成し、定期点検の方法や様式等を定めます。
	維持管理・修繕・更新等	・ 点検・診断の結果、劣化予測や構造物の重要度、ライフサイクルコスト等を踏まえた個別施設の長寿命化修繕計画（橋梁、トンネル、舗装、トンネル、ロックシェッド・スノーシェッド、吹付法面（緊急輸送道路）等）に基づき、計画的、効率的な維持管理を行います。
	安全確保	・ 点検、構造物の健全性の診断結果に基づき、道路の効果的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じます。
	耐震化	・ 緊急輸送道路の強化に向けて必要となる耐震性能を満たさない橋梁の耐震化を進めます。 ・ 緊急輸送路をはじめとした防災上重要な路線の落石危険箇所や法面修繕箇所の対策を進めます。
	長寿命化	・ 構造物それぞれの性質に応じた適切な維持管理を行うため道路の長寿命化修繕計画を策定しました。この計画に基づき適切な維持管理を行い、社会資本ストックとして道路全体のライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図ります。
	施設総量の適正化	・ 道路は、国土構造の骨格を形成する高速自動車道や、全国的な幹線道路網を構成する一般国道と地域的な道路網を構成する県道、日常生活の基盤となる市町村道などから構成されており、それぞれが緊密に連携し、ネットワークを形成することにより初めてその機能が発揮されます。そのため、バランスのとれた道路ネットワーク機能が発揮されるよう、きめ細かな日常の維持管理に努めていきます。 ・ 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う道路施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の集約化や撤去を検討します。
	推進体制	・ 技術職員が各施設の点検要領等を十分に理解し、適切に点検・診断ができるよう、必要な研修等を行います。

(2) 河川管理施設

現状と課題

河川管理施設(水門、樋門・樋管、陸閘、堰)

表-1 圏域別施設数

圏域名	水門	樋門・樋管	陸閘	堰	計
北 信		13		1	14
長 野		11	3		14
高瀬川				2	2
松 本		8			8
飯 田		1		1	2
諏 訪	6	36	1		43
合計基数	6	69	4	4	83

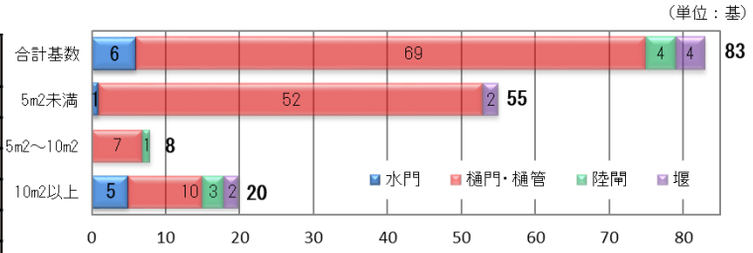


図-1 合計扉体面積別設置数(基)

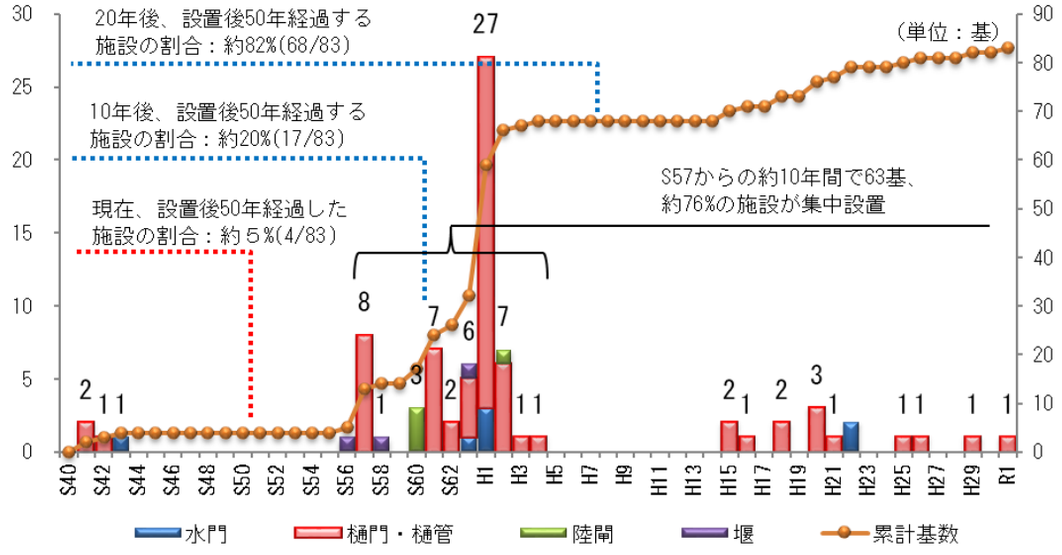


図-2 年度別設置数(基)

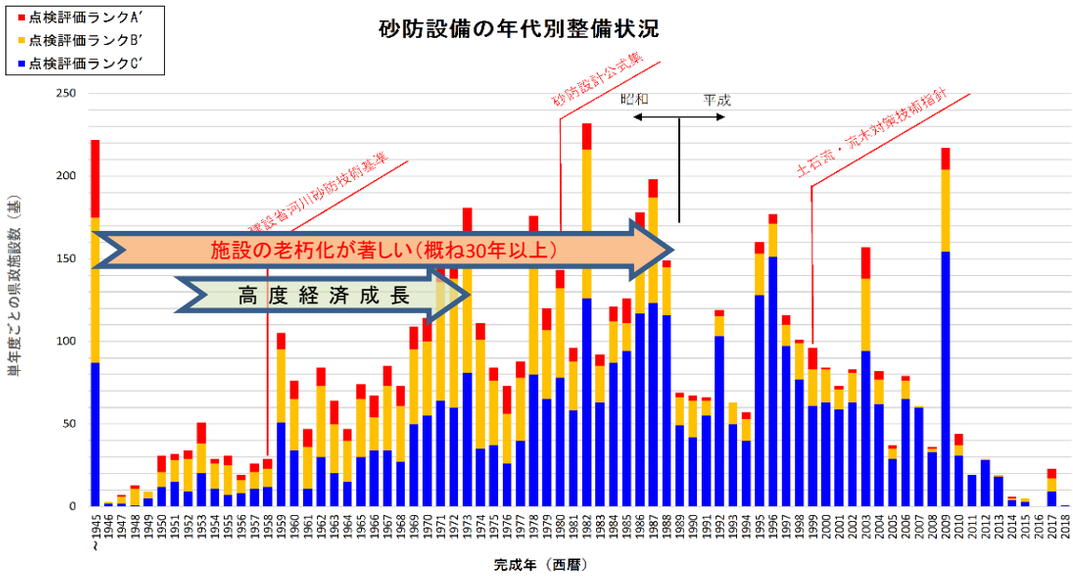
○河川には、河川の縦断方向に連続して設置される堤防や護岸などの構造物のほか、支川、水路等の接続部に設けられる水門、樋門・樋管、河道を横断して設けられる堰、床止め、内水排除のために設けられる排水機場などの構造物があります。
○このうち、水門、樋門・樋管、陸閘、堰(以下、「水門、樋門等」といいます。)は、堤防としての機能をもち、その背後にある生命財産を洪水等から守るための施設です。また、他に代替できる手段のない施設であり、洪水が発生した場合、治水としての機能を確実に発揮しなければならないとても重要な施設です。
○県が所有管理する水門・樋門等の河川管理施設(以下、「河川管理施設」という。)は、釜口水門を含め全体で83基あり、河川整備の進捗を踏まえ最適な配置を検討していきます。
○本県における河川管理施設は、扉体の面積の小さい小規模施設が多くを占めます。
○設置後50年を経過する施設は、現在は約5%ですが、10年後には約20%、20年後には約82%となり、多くの施設で更新時期を迎えます。
○本県の特徴としては、昭和56～58年にかけての豪雨による被災を受け、昭和57年からの約10年間で63基、約76%の施設が集中して建設されています。
○小規模施設が多いものの、施設の重要性は高く持続的に適正な維持管理が必要です。
○設置から50年を経過する施設の修繕・更新に備え、あらかじめ、ライフサイクルコストを低減させるための維持管理手法や修繕方法等を検討していくことが必要です。

<table>
<tr><td rowspan="8">取組方針</td><td>点検・診断等</td><td>■施設点検方針
・施設の基本的な維持管理活動として、設備の機能を維持し信頼性を確保することを目的に、計画的かつ確実に点検を行う必要があります。
・このため、毎年行う点検等に加え、5年毎に詳細な調査を行い、劣化状況の確認、健全性の確認を行うこととします。
・点検とは、設備の損傷ないし異常の発見、機能良否等の確認及び記録をいい、目視、触診、機器等による計測、作動テスト等により行い、記録作成、処置立案までの一連の作業をいいます。
・一般的な維持管理の流れ（サイクル）は、実操作→点検→整備→実操作　の繰り返しとなります。
<table><tr><td>５年毎の詳細点検と調査</td><td>■定期点検
（５年毎）</td><td>【時期】５年１回
【内容】全施設の目視点検と健全性の調査
調査結果により長寿命化計画を見直し</td></tr><tr><td rowspan="3">毎年行う点検</td><td>■出水前点検
（毎年）</td><td>【時期】出水期前（年度当初）
【内容】全施設の目視点検、機能の確認</td></tr><tr><td>■出水後点検
（随時）</td><td>【時期】出水又は洪水発生後
【内容】全施設の目視点検、機能の確認</td></tr><tr><td>■月点検
（出水期毎月）</td><td>【時期】出水期（７月～９月）中、毎月１回以上
【内容】全施設の目視点検、機能の確認</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>維持管理・修繕・更新等</td><td>■ 維持管理方針
・定期点検等を行いつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を行うこととします。
<table><tr><td>■コンクリート等の構造部
■鋼製部材等</td><td>・劣化状態を定期点検等によって把握し、損傷が大きくなる前に対策を行う（状態監視保全）</td></tr><tr><td>■鋼製部材の塗装部等</td><td>・劣化予測を行い、劣化の段階と対策工法を加味して最も効果的な対策を行う（時間計画保全）
・劣化の段階は定期点検等により確認する</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>安全確保</td><td>・出水前、出水後点検及び災害等において施設の破損・損傷が発見され、次期出水への影響が想定される場合は、「緊急保全」により早急に緊急処置を行い、施設機能を回復させることとします。</td></tr>
<tr><td>耐震化</td><td>・河川構造物の耐震性能照査における優先度の考え方に基づいて、今後、耐震照査を進めてまいります。</td></tr>
<tr><td>長寿命化</td><td>・平成26年度に河川管理施設の第１期長寿命化計画を策定した後、令和7年度には第３期計画を策定し、現在はその5か年修繕計画に基づき修繕を行っています。
・維持管理方針に基づく適正な維持管理サイクルの実施とスパイラルアップにより、劣化予測や傾向管理の精度向上とともに、継続的な維持管理の改善及び質の向上に努め、施設の延命化と長寿命化対策をブラッシュアップしていきます。
・本計画は、５年毎に見直しを行います。</td></tr>
<tr><td>施設総量の適正化</td><td>・既設の水門及び樋門・樋管について、堤内地の水を安全に排水でき、かつ用水の利水に支障を生じない範囲で、可能な限り統廃合を行います。</td></tr>
<tr><td>推進体制</td><td>・平成25年の河川法改正により、河川管理施設の点検が義務化されました。
・毎年行う点検業務は、これまでどおり現下の体制により実施するとともに、ICTの活用により業務の効率化を目指してまいります。
・５年毎の詳細点検と調査は、専門家への委託等を活用し進めてまいります。</td></tr>
</table>

(3) 砂防関係施設

現状と課題

種類	設備数、区域数
砂防設備	19,314 設備
地すべり防止施設	324 区域
急傾斜地崩壊防止施設	837 区域



・県内には、土砂災害のおそれがある危険箇所（土砂災害警戒区域等）が極めて多く、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりに向け砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊防止対策事業の推進に取り組んでいます。

・平成24年の中央道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、インフラの維持管理に多大な関心が寄せられており、「県民の命を守る」観点から、砂防関係施設の機能が適切に果たせられるよう維持管理、更新を確実に実施することが求められています。

・このような背景のもと、砂防関係施設の老朽化等の状況を把握するために、平成25年度に緊急点検を実施し、令和4年度に定期点検を実施しました。

・この点検結果に基づき、施設の機能が適切に発揮されるよう策定した砂防関係施設長寿命化計画により、施設の維持、補修、改築更新を計画的に実施していくことが重要です。

〇平成30年から令和4年に実施した砂防関係施設の点検結果

種類	設備数、区域数（H30～R4 点検実施数）	点検評価ランク A’	点検評価ランク B’	点検評価ランク C’
砂防設備（設備数）	19,314	2,596	4,621	12,097
地すべり防止施設（区域数）	305	51	215	39
急傾斜地崩壊防止施設（区域数）	744	86	407	251

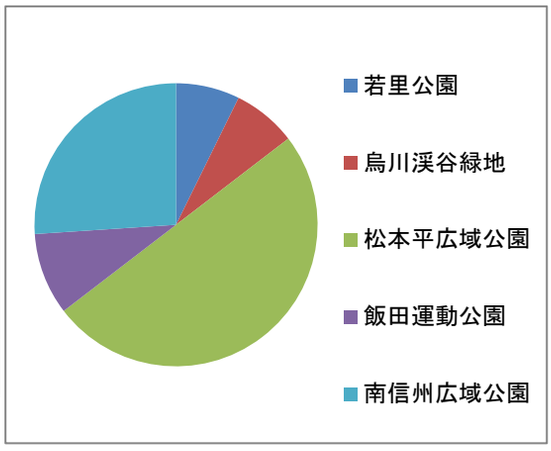
取組方針	点検診断等・	・効率的かつ客観的な基準で砂防関係施設の点検を実施し、健全度を評価することを目的に「砂防関係施設点検要領（案）」を作成し、定期点検の方法や様式等を定めています。 ・定期点検については、施設の健全度に応じて5年又は10年ごとに、近接点検（徒歩若しくはUAV等）又は遠望点検を行います。 ・緊急点検については、大雨や震度5強以上の地震等、事象発生後に行います。 ・点検結果により、部位毎の損傷具合などの変状レベルを診断した上で、施設や区域全体について総合的に点検評価ランクを評価します。 ・今後実施する定期点検等の実施結果に基づいて、点検要領及び、長寿命化計画の見直しを行っていきます。
	維持管理・修繕・更新等・	・従来の事後保全の維持管理に比べ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施する予防保全へ転換し、長期にわたり施設の機能及び性能を維持することで確実な防災機能を確保します。
	安全確保	・点検結果に基づき判定された点検評価ランクから、緊急性や重要度等を総合的に勘案して対策の必要性が高い施設から必要な措置を講じます。
	耐震化	・これまでと同様、最新の技術基準、技術指針等に基づいた設計を行った上で、砂防関係施設の整備を行います。
	長寿命化	・施設の適切な維持管理を行うため、「砂防関係施設長寿命化計画」を策定しました。これにより、長野県が管理する膨大な数の砂防関係施設について、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保し、土砂災害に対する安全性を低下させることのないよう、優先度の高い施設から計画的に対策を行うとともに、予防保全によるライフサイクルコストの縮減及び各年の対策コストの平準化を図ります。
	施設総量の適正化	・県内には、土砂災害のおそれのある危険箇所が28,601箇所あります。（令和８年３月時点） ・砂防施設等の整備が行われた土砂災害警戒区域は、全体の2割程度と少ない状況です。 ・このため、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、新たな砂防施設等の整備とともに、既存施設をできるだけ活用していくための砂防関係施設の長寿命化対策を実施します。
	推進体制	・砂防関係施設の維持管理と効率的な点検を行うため、点検記録の蓄積・活用ができるよう施設諸元情報、点検結果情報、補修履歴などを一体的に且つ、地図データとリンクして表示・管理することができるよう、「砂防業務支援システム」を構築し、現地機関と連携してこのシステムを運用します。

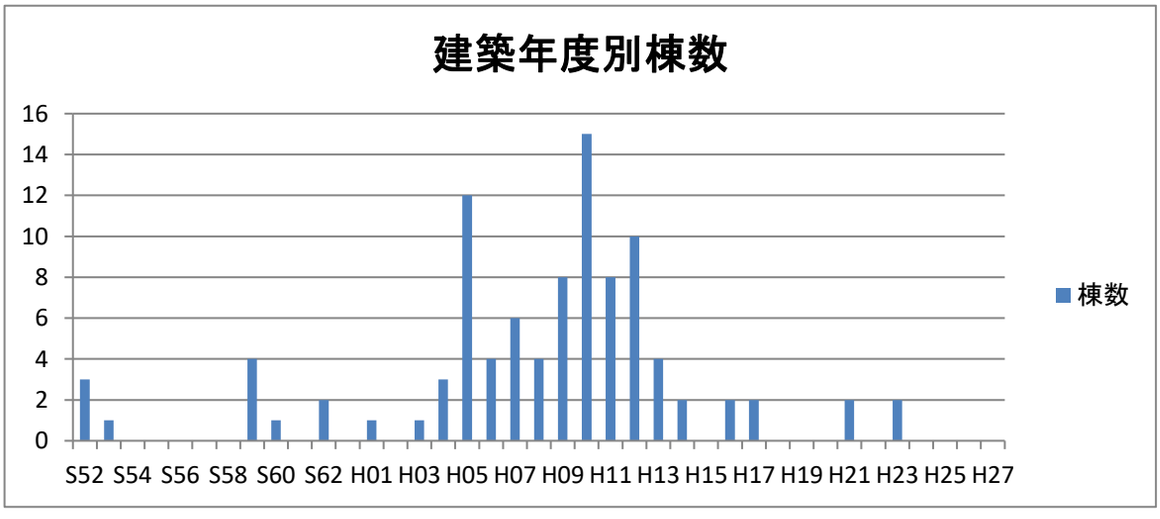
(4) 都市公園

現状と課題

公園名	棟　数	公園開設面積(ha)
若里公園	7	5.80
烏川渓谷緑地	7	49.67
松本平広域公園	48	141.60
飯田運動公園	9	12.03
南信州広域公園	25	53.80
計	96	262.90

※棟数については、主な建築物
※風越公園は令和7年度末に供用廃止





・ 上記5公園は開設から20年を超えており、施設(遊具、運動場、トイレ、ベンチなど)の老朽化が進行しているため、今後、10～20年の間に施設の更新、補修費用の増大が予想されます。

・ これからは、計画的に施設の維持管理を行い、施設を健全な状態に保ちつつ長持ちさせることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

・ 平成25年度に「長野県公園施設長寿命化計画」を策定しました。

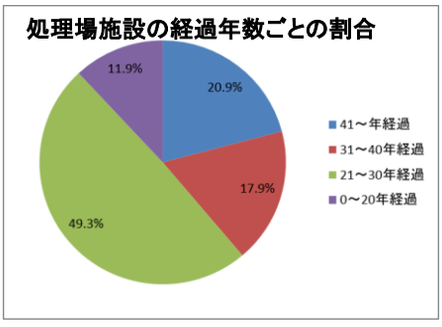
・ 利用者の安全・安心の確保及び施設の計画的な維持管理・更新を図るため、公園施設の老朽化や利用状況の変化、点検結果等を踏まえ、令和7年度から令和8年度にかけて、5公園の公園施設長寿命化計画の見直しを実施しました。

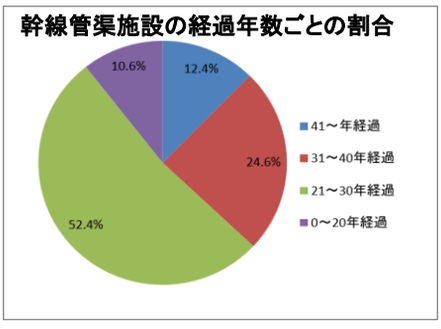
取組方針	点検・診断等	・ 指定管理者による日常点検、清掃、補修を継続して実施し、施設の劣化や損傷の把握を行います。 ・ 健全度調査済です。（個々の施設を対象に、施設の構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状態を確認）
	維持管理・修繕・更新等	・ 更新・改修工事の時期や費用等の目安となる「長野県公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的に施設の更新・改修工事を実施します。 ・ 今後、更新時期を迎える施設が集中するため、全体のバランスをみながら更新・改修時期を設定し、対策費用の平準化を図ります。
	安全確保	・健全度調査の結果を基に判定された緊急度の高い施設から順に対策を講じ、安全を確保します。
	耐震化	・施設の耐震化については、完了済です。
	長寿命化	・計画的な維持修繕・更新による安全・安心とコストの平準化を図ります。 ・大型建築物の計画的な延命を図ります。
	施設総量の適正化	・ 処分制限期間を経過し、ニーズに適さない施設については別機能への転換、廃止等を検討していきます。 ・長野県行政・財政改革方針における県有施設のあり方「利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から引き続き市町村への譲渡を進める」に基づき、広域公園を除く都市公園については、地元市町村等との協議の上、できる限り移管を進めます。
	推進体制	・ 長野県公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新・補修を進めるとともに、引き続き日常点検や長期点検を行い、施設の健全度を把握します。

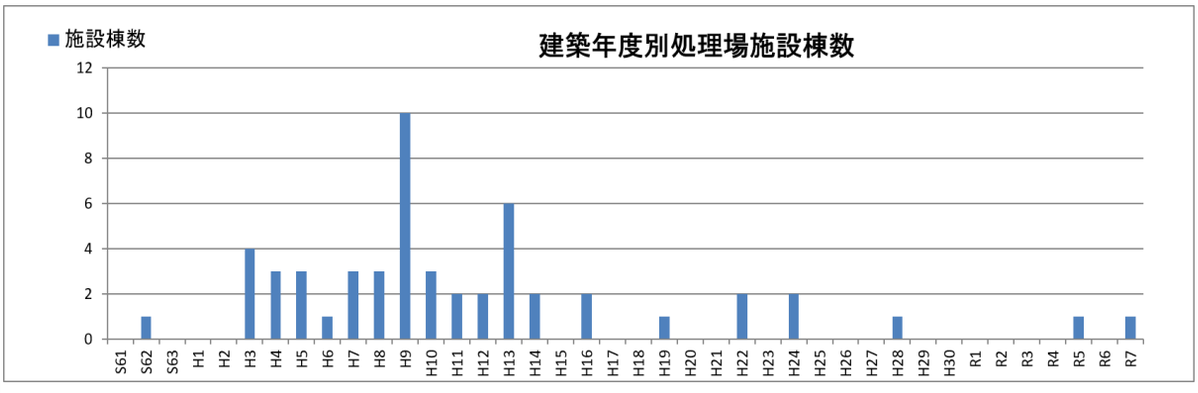
(5)　下水道

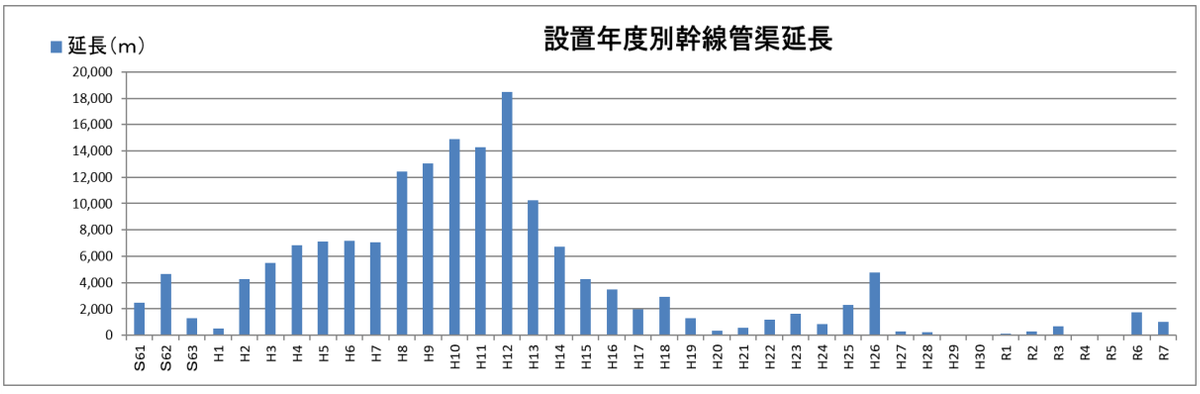
現状と課題

	令和7年度末現在	
事　務　所　名	処理場施設数(棟)	幹線管渠延長(km)
諏訪湖流域下水道事務所	26	55.3
千曲川流域下水道事務所(上流)	14	36.5
千曲川流域下水道事務所(下流)	18	47.6
犀川安曇野流域下水道事務所	9	51.2
計	67	190.6









・　長野県には諏訪湖流域下水道、千曲川流域下水道、犀川安曇野流域下水道の３つの流域下水道があり、県の管理する施設として、それぞれの流域ごとに終末処理場と幹線管渠があります。

・　築30年を超過している処理場施設が38.8%、管渠施設が37.0%で、今後10年以内に築30年を超過する処理場施設が88.1%、管渠施設が89.4%であることから、安心で安全な下水処理機能を維持していくために計画的かつ適切に改築更新を図っていく必要があります。

取組方針	点検・診断等	・ 処理場については、処理場ごとに定められた定期点検等を実施します。また、幹線管渠に関しては、定期的な管渠パトロールに加え、必要に応じてテレビカメラ調査等を随時実施します。
	維持管理・修繕・更新等	・ 適正な維持管理を継続していくための方法や新技術等について流域下水道の維持管理担当者と情報の共有化を図り、その内容を日常の維持修繕に反映させます。 ・ 点検・診断結果等を適切に反映した維持・修繕計画を策定するとともに、改築更新にあたっては第２期ストックマネジメント計画に基づき、耐震化計画及び耐水化計画も踏まえて更新を図っていきます。
	安全確保	・ 点検・診断により危険性が認められた施設に関しては、必要な応急対策を講じるとともに、適切な施設改築を実施していきます。
	耐震化	・ 処理場の管理本館など多数の者が利用する建築物の耐震化については、「県有施設耐震化整備プログラム」により既に完了しています。 水処理施設等その他耐震化が必要な施設に関しては、今後も、国の補助金や交付金を活用し、計画的に耐震化を図っていきます。
	長寿命化	・ ４つの処理場においては、平成25年度までに長寿命化計画を策定済みです。 また、令和５年度には第２期ストックマネジメント計画を策定しました。 今後は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な事業実施により投資額の平準化を図りながら、施設の管理に努めます。
	施設総量の適正化	・ 将来の人口予測や水量原単位の実績に基づき、計画水量を的確に設定し、施設規模の適正化を図るとともに、広域化の検討も進めていきます。
	推進体制	・ 平成27年度から維持管理業務が県直営化され点検結果や修繕状況を即座に把握できる等、業務の迅速化が図れるようになりました。 今後は、下水道事業に従事する職員の減少が想定されますので、民間活力の導入の拡大を検討する等、適切な維持管理体制づくりに努めます。

(6) 林 道

現状と課題

用　途	路線数	延 長	県有林団地数
県管理林道	38	78,310m	14
うち舗装延長	0	0m	
計	38	78,310m	

長寿命化対象施設	
県管理橋梁 （橋長4m以上）	12橋
県管理トンネル	0本
その他重要な施設	なし

橋梁設置後50年以上経過している橋		
現在 （R7年度末）	10年後	20年後
12橋	12橋	12橋
100%	100%	100%

・県管理林道は、県有林の整備や林業経営に不可欠な基盤施設として整備が進められ、現在14の県有林で38路線78,310m設置されています。

・国が示すインフラ長寿命化計画では、林道分野における長寿命化対象施設は「橋梁」、「トンネル」、「その他重要な施設」と規定されており、現在県が管理する林道において4m以上の橋梁が12橋設置されています。

・このうち設置後50年以上経過している橋が12橋（100%）という状況であり、老朽化対策が喫緊の課題となっており、施設に対する長寿命化も含めた管理方針を検討する必要があります。

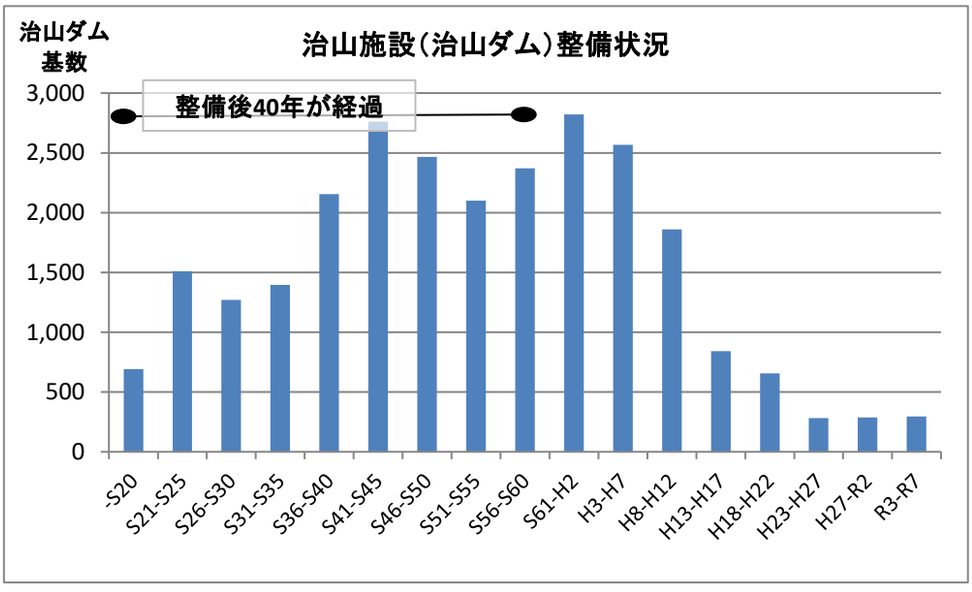
・ただし、基本的に県管理林道は入口にゲートを設置して、一般の通行を制限しており、第三者への影響が限定的な施設、かつ、もっぱら林業用の山間地の道路であるため、規模が小さく事後的な措置により対応する方が効率的な施設であることを考慮した管理方針としていく必要があります。

取組方針	点検・診断等	・林野庁が策定した林道施設長寿命化対策マニュアル（暫定版）に基づき、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理します。
	維持管理・修繕・更新等	・点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化等の必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。
	安全確保	・点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、補修・機能強化・撤去や通行制限・通行規制・通行止め等、適切に対処します。
	耐震化	・修繕等の機会を捉え、耐震性能等の安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を検討します。
	長寿命化	・林野庁が策定した林道施設長寿命化対策マニュアル（暫定版）に基づき実施した、点検・診断等の結果を踏まえ、長寿命化計画を策定します。
	施設総量の適正化	・県管理林道は、県有林の木材生産及び森林管理のために必要な幹線路網であり、森林資源の循環利用に向けた基盤であります。そのため、作業道を効果的に組み合わせて機能を発揮させながら、継続的な維持管理を努めていきます。 　また、今後の県有林の状況に応じて、林道施設の総量について撤去も含めて検討していきます。
	推進体制	・施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図るために、必要な研修等を行います。

(7) 治山施設

現状と課題

治山ダム整備年度区分	基数	割合（%）
S61までに整備（整備後40年が経過）	17,200	65.4%
S62～R7に整備	9,100	34.6%
計	26,300	100.0%



一般的なコンクリートの耐用年数は50年だが、治山ダムは気象条件の厳しい山間部に整備されていることが多いため、補修等が必要と考えられる時期を40年より前とした

・ 治山施設は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害等から地域の安全・安心の確保等を図るため、昭和初期から、県下民有林内に整備されています。

・ 治山施設のうち、コンクリートや鋼材を材料とし一定以上の規模を有する治山ダムについては、永続的な機能発揮が期待され、かつ破損等により第三者への被害が大きくなると考えられるため、継続的なメンテナンスが必要となります。

・ これら治山ダムのうち、整備後40年以上経過している施設は、全体の約半数程度存在し、一部施設は、厳しい自然条件などによる経年劣化、損傷がみられます。

・ 治山施設の効果の持続的な発揮、適切な時期の補修等の予防保全型維持管理によるコスト削減を図るため、今後、計画的な長寿命化対策が必要となります。

・ 一方、これらの施設は、施設ごとに台帳は整備されているものの、その位置や管理状況の情報整備は十分でないため、県下民有林内に広く整備されている施設の状況把握、点検・診断を効率的に行う必要があります。

取組方針	点検・診断等	・「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（2014　林野庁）に基づき策定する個別施設計画（平成32年度までに策定予定；以下「個別施設計画」という。）により、治山施設の健全性や施設周辺の森林の荒廃状況等を調査し、対策の必要性の有無や、対策の内容を判断します。
	維持管理・修繕・更新等	・　個別施設計画により、治山施設の機能を維持、回復させるための補修工事や、施設の適切な維持管理を行います。
	安全確保	・　点検・診断等により治山施設の機能の発揮に問題が認められた施設については、個別施設計画により、補修、更新、機能強化を実施します。
	耐震化	・　現在のところ、特別に（通常の安全性以上に）耐震性を求める治山施設はありません。
	長寿命化	・　点検・診断の結果に基づき、補修、更新、機能強化等の必要な対策を適切な時期に実施することにより、治山施設の長寿命化を図ります。
	施設総量の適正化	・　森林の機能維持のために治山事業を計画する場合は、できるだけ既存治山施設の活用を検討します。 ・　調査の結果把握できる治山施設の状況に応じて、次の施設は個別施設計画の対象から除く予定としています。 ① 治山施設の効果により周辺森林が健全に回復し、特段、施設の維持管理等を行わなくても、森林の機能と相まって、施設に期待される効果が持続的に確保されうると考えられるもの。 ② 施設が損傷した場合であっても、第三者へ被害を及ぼす可能性等が極めて低い場合。 ③ 施設の規模が小さく、長寿命化（予防的対策）によるトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置の方が効率的なもの。
	推進体制	・「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（2014　林野庁）に基づき、技術支援、情報交換等の面で国や市町村と密接に連携を図ります。 ・　施設情報の明確化、適切化を図るために、GIS等を活用した台帳情報の整備、電子化などを、外部委託を含めつつ推進します。 ・地域と行政と協働で行う森林づくりを進めることなどにより、地域住民、山地防災ヘルパー等を交えた、施設の維持管理手法を研究、検討します。

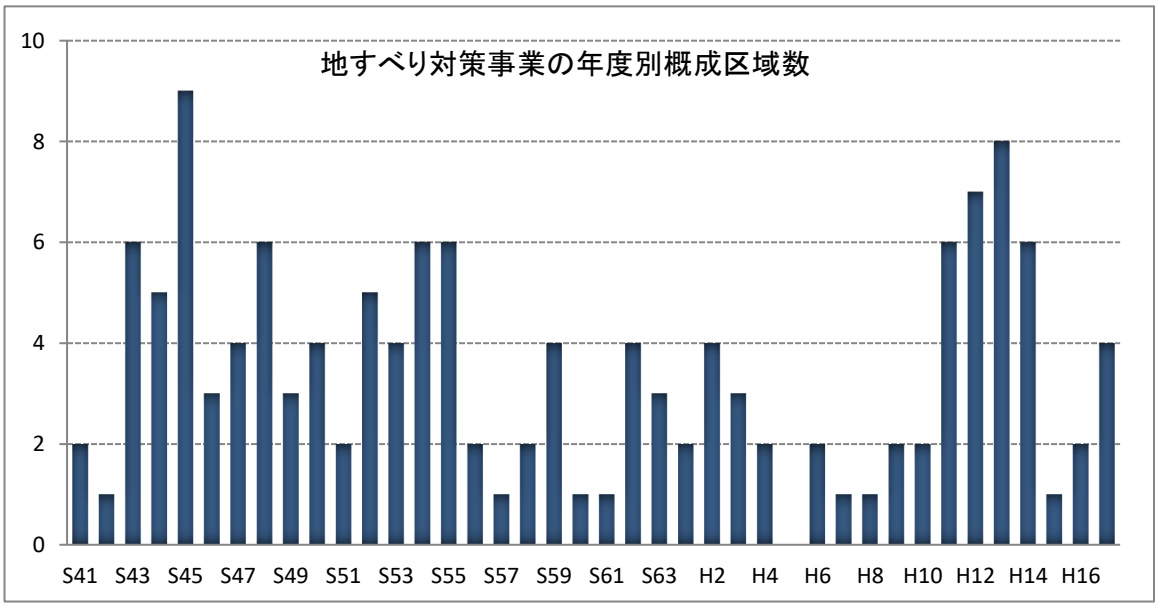
(8)　農業・農村施設

①　地すべり防止施設（農政部所管）

現状と課題

○地すべり防止区域の指定状況

地方事務所	区域数	指定面積(ha)	地方事務所	区域数	指定面積(ha)
上　小	5	169.22	北安曇	20	637.82
上伊那	5	534.81	長　野	41	1,587.83
下伊那	30	1,606.60	北　信	18	1,371.13
松　本	18	492.82	計	137	6,400.23



・ 県内には、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域が137箇所あり、区域内には、農地や農業用施設、人家、公共施設等を地すべり災害から守るための地すべり防止施設が設置されています。

・ 地すべり防止施設は、昭和30年代から、国庫補助事業及び県単独事業により整備されており、近年、施設の補修・修繕が必要となっています。

・ 地すべり防止施設は、地すべり等防止法の規定に基づき、県が管理することとなっていますが、日常的な点検・維持補修については、県が直接実施することが困難なため、関係市町村と協議の上、管理委託しています。

・ 市町村では、地すべり対策委員会、自治会等に巡視を依頼していますが、地すべりが発生しやすい山間地域では、過疎化や高齢化が深刻化しており、巡視員の確保が困難になりつつあります。

・ 今後、地すべり防止施設の機能診断に基づき、施設の補修・更新を計画的に実施するとともに、維持管理費を含めたトータルコストの軽減が必要です。

取組方針	点検・診断等	・ 日常的な点検は、市町村への管理委託を継続して実施し、巡視員による施設の現状把握を行います。 ・ 農林水産省農村振興局が策定するマニュアルに基づき、各施設の機能診断及び健全度評価を行い、対策の必要性等を判断します。
	維持管理・修繕・更新等	・ 地すべり防止施設を把握するための施設台帳を随時更新します。 ・ 標柱の位置座標を取得し、GIS等に反映させるとともに、亡失した標柱の早期復元を行います。 ・ 機能診断に基づき策定する「地すべり防止施設の長寿命化計画（個別施設計画）」により、計画的に施設の補修・更新を実施します。
	安全確保	・ 点検、機能診断により、危険性が認められた施設については、計画的に補修・更新を行うとともに、地すべりの兆候が確認された区域については、機構解析や応急対策などを実施します。
	耐震化	・ 現時点で、耐震化の検討が必要な地すべり防止施設はありません。
	長寿命化	・ 機能診断に基づき策定する「地すべり防止施設の長寿命化計画（個別施設計画）」により、必要な補修・更新を適期に実施し、地すべり防止施設の長寿命化を図ります。
	施設総量の適正化	・ 県内には、137箇所の地すべり防止区域がありますが、地すべり等防止法の規定に基づき、適正な維持管理に努めます。 ・ 過疎化により、農地、人家、公共施設等の保全対象が極端に減少した地すべり防止区域については、国や市町村等と十分に協議しながら、地すべり防止施設の管理の必要性について検討します。
	推進体制	・「地すべり防止施設の長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、計画的な補修・更新を実施するため、農林水産省関東農政局と連携し、計画的な補修・更新を実施します。 ・ 巡視員による点検、施設の維持管理等について、問題点の整理を行い、関係市町村を含めた管理体制を整備します。

②　ダム（農政部所管）

現状と課題

ダム形式	数量	貯水量
重力式コンクリートダム	1	324.2万m3

かんがい用水	受益面積	2,000ha
発電用水	最大出力	5,400kW
水道用水	供給量	30,000m3/日



ダム位置図



・　菅平ダムは、上田市真田町に位置し、昭和41年～43年に建設されたかんがい（農政部・長野県神川沿岸土地改良区）、発電（長野県企業局）、水道（上田市上水道）に利用する多目的ダムです。

・　施設管理費については、管理協定により以下の負担率を定め支出しており、その管理業務は企業局が実施しています。

農政部	長野県企業局	上田市上水道	長野県神川沿岸土地改良区
64.25%	10.70%	8.80%	16.25%

・　建設から約50年が経過し、水門や電気設備、水管理設備等は耐用年数を超過していることから補修等に係る経費が増加傾向となり、また施設が老朽化し取水ゲートの操作等、管理に苦慮していることから、更新整備が必要となっています。

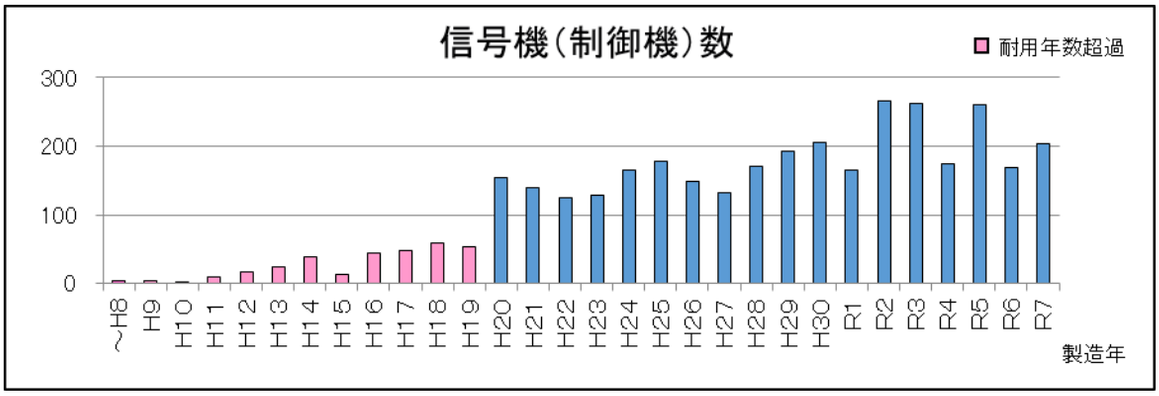
・　また、土砂の堆積が著しく、今後は土砂の搬出経費に多大な費用を要するため、施設全体の維持管理費を軽減できるよう、施設の合理化の検討も進める必要があります。

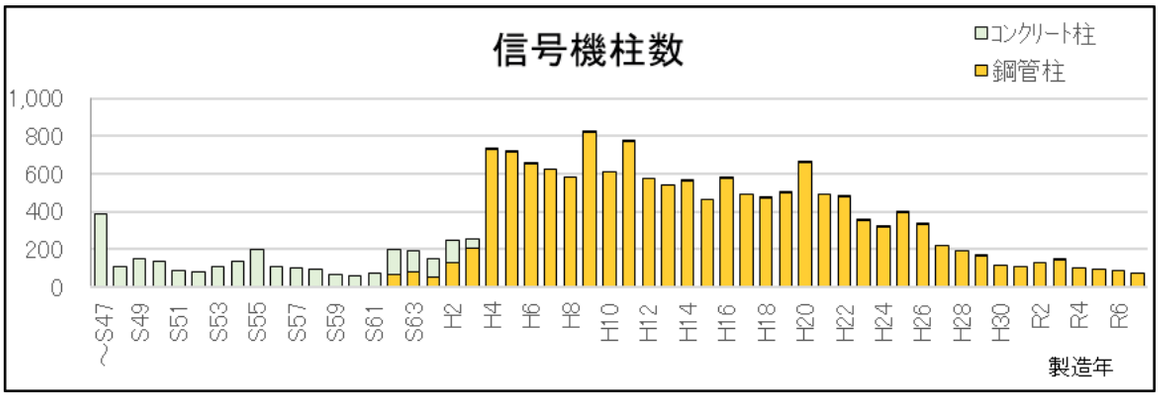
取組方針	点検・診断等	・ 長野県企業局において定期的に点検を実施しており、費用については共同事業者（農政部、長野県企業局、上田市、長野県神川沿岸土地改良区）で支出しています。
	維持管理・修繕・更新等	・ 耐用年数を超過し、維持管理費が増加傾向にあったことから、取水ゲートや洪水吐ゲート、電気設備、水管理設備等について、平成28年度から修繕・更新事業に着手しました。
	安全確保	・ 通常点検により、適切に対処しています。
	耐震化	・ 平成28年度に実施している耐震性能照査から耐震化が必要であると判明した場合には、適切な耐震対策を実施します。
	長寿命化	・ 共同事業者間でとりまとめた今後40年間の長期計画に基づき、必要な維持・修繕を計画的に実施し長寿命化対策を図ります。
	施設総量の適正化	・ 農業用水、発電用水及び上水道用水を確保する重要施設として、適正な維持・保全に努めていきます。 ・ 但し、その施設を維持するためには、維持管理費用の節減に努める必要があり、ライフサイクルコストを勘案した施設の修繕・更新計画の策定、対策工事の実施が重要となっています。
	推進体制	・ 昭和44年4月1日、農政部、長野県企業局、上田市、長野県神川沿岸土地改良区において、菅平ダムの管理に関する協定書を締結し、維持管理しています。

(9)　交通安全施設

現状と課題

用　途	数	用　途	数	用　途	数
信号機（制御機）	3,560基	信号機柱	17,162本	道路標識	92,057本





・　信号機や道路標識を始めとする交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保する上で極めて高い効果を発揮するもので、これまで計画的に整備を行い、交通事故を抑止してきました。

・　令和7年度末の信号機は3,560基で、既に更新基準である19年を経過している制御機が全体の約10%を占めている現状にありますが、計画的に更新整備を推進し、令和14年度頃までに更新遅れを解消する予定です。また、17,162本ある信号柱については、倒壊等の事案を防止するためコンクリート柱から鋼管柱への建て替えを進め、全体の約85%の信号柱を鋼管柱に更新しましたが、残るコンクリート柱を計画的に更新整備する必要があります。

・　道路延長及び改良等の道路交通環境の変化に対応し、交通安全施設の増加が見込まれる中、県民を交通事故から守るための交通安全施設が、逆に県民の生命・財産を脅かす存在となることがないよう、適切な点検と補修履歴等を踏まえ更新の必要性が高いと認められる施設を優先的に更新するとともに、地域の実情を踏まえて必要性等を検討し、必要性が低減したものの移設や撤去を含めた中長期的な整備計画を策定し、交通安全施設の適切な整備を行うことにより維持管理費等の軽減を図る必要があります。

取組方針	点検・診断等	・ 交通安全施設の状態を的確に把握するため、必要な点検内容の見直し、非破壊検査の実施及び専門業者による点検等業務の委託を行っています。
	維持管理・修繕・更新等	・ 将来にわたって交通安全施設の機能を維持し、安全で円滑な交通を確保していくため、中長期的な整備計画を策定して予算の平準化を図るほか、点検結果や補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行っていきます。 ・ また、関係機関の策定する都市計画などと連携して、一体となった整備を推進します。
	安全確保	・ 確実で漏れのない点検により危険要素を早期発見し、補修、更新等の対策を適切に実施します。
	耐震化	・ 強度計算書に基づく建柱を実施しています。 ・ 信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新しています。
	長寿命化	・ 交通安全施設の故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、強度や防錆効果を高める措置の取組を今後も講じていきます。
	施設総量の適正化	・ 信号機の設置については、従前どおり真に必要性の高い場所を選定して整備を進め交通の安全と円滑を確保していきますが、バイパスの供用等により必要性が低減した信号機について、移設や撤去を検討するほか、交通規制の見直しや標識設置基準による道路標識の見直しを図ってストック管理を推進します。
	推進体制	・ 維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的な担い手を確保するほか、専門業者による点検等業務の委託を継続します。

（10）企業会計

①　電気事業設備

現状と課題

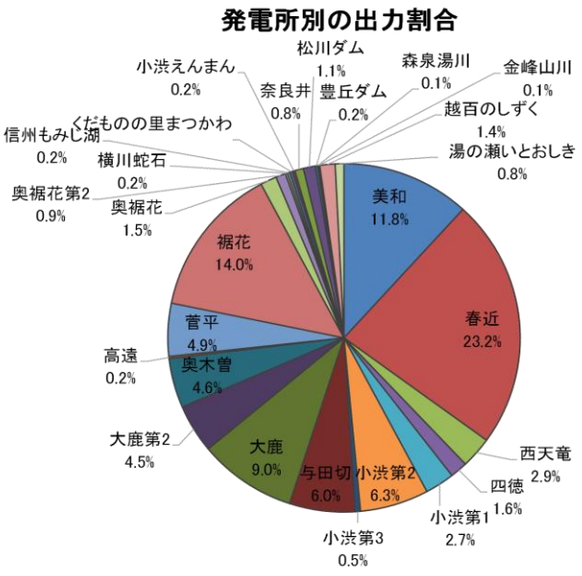
(1) 電気事業設備の状況

【発電所一覧】

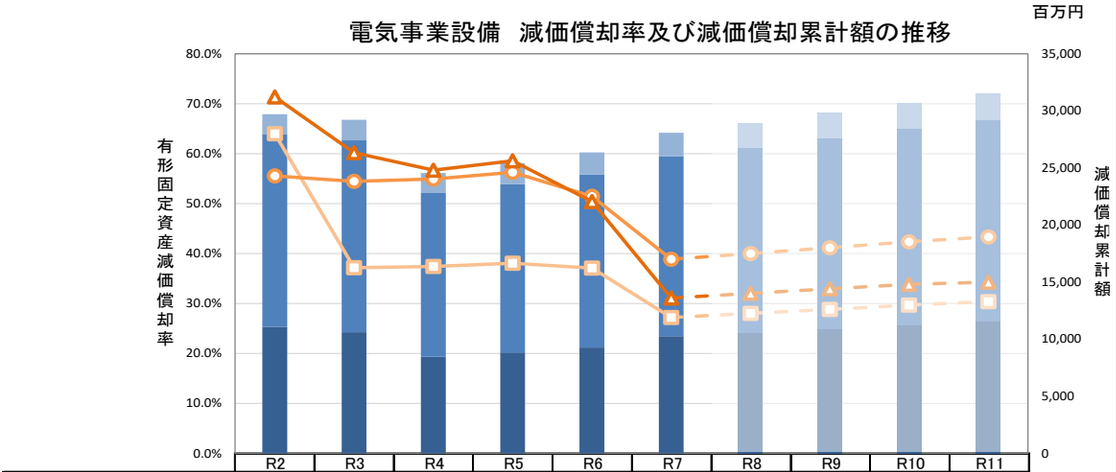
発電所名	運転開始	最大出力(kW)
美和	R7.5.1	13,000
春近	R7.4.1	25,600
西天竜	R4.2.1	3,200
四徳	S39.2.7	1,800
小渋第1	S44.3.1	3,000
小渋第2	H31.1.14	7,000
小渋第3	R6.8.1	560
与田切	R6.10.1	6,600
大鹿	H2.5.1	10,000
大鹿第2	H11.4.1	5,000
奥木曽	H30.2.20	5,050
高遠	H29.4.1	199
菅平	S43.12.1	5,400
裾花	R4.2.3	15,500
奥裾花	S54.2.1	1,700
奥裾花第2	H29.4.1	999
横川蛇石	R2.4.1	199
信州もみじ湖	R3.6.1	199
くだものの里まつかわ	R3.4.1	380
小渋えんまん	R3.4.1	199
奈良井	S59.4.1	830
松川ダム	S61.5.1	1,200
豊丘ダム	R7.8.1	178
森泉湯川	R6.6.1	151
金峰山川	R6.6.1	145
越百のしずく	R7.10.1	1,565
湯の瀬いとおしき	R8.10.1	860

【ダム一覧】

ダム名	建設年	堤長高(m)
高遠	S33.3	30.9
菅平	S43.11	41.8
湯の瀬	S42.5	18.0



(2) 電気事業設備の老朽化の状況と今後の見込み（設備別償却率）



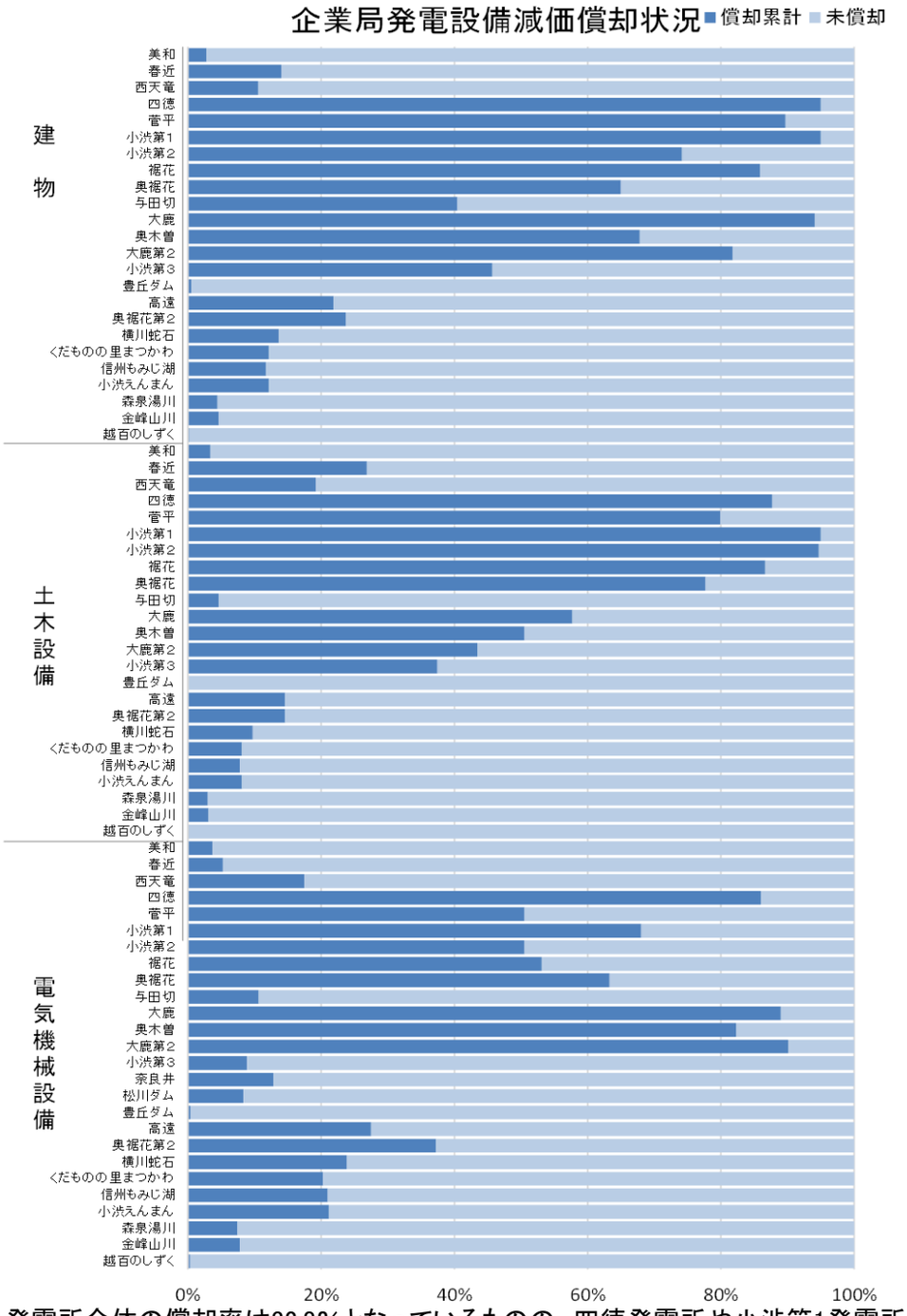
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建物 償却累計	1,786	1,800	1,746	1,831	1,933	2,077	2,140	2,204	2,269	2,334
土木設備 償却累計	16,856	16,815	14,345	14,741	15,152	15,744	16,216	16,703	17,190	17,649
電気機械設備 償却累計	11,071	10,608	8,468	8,842	9,267	10,264	10,572	10,893	11,218	11,558
建物 償却率	64.0%	37.2%	37.4%	38.1%	37.1%	27.2%	28.0%	28.8%	29.7%	30.4%
土木設備 償却率	55.5%	54.4%	54.9%	56.2%	51.5%	38.8%	40.0%	41.2%	42.4%	43.3%
電気機械設備 償却率	71.4%	60.2%	56.7%	58.6%	50.4%	31.1%	32.0%	32.9%	33.8%	34.3%

・新規発電所の建設及び発電所大規模改修の完了等により、R7年度までは設備償却率が減少傾向にありますが、R8年度以降は既設発電所の老朽化により増加するものの、新規発電所の建設等による施設の更新により微増傾向で推移します。

※有形固定資産減価償却率：耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

現状と課題

(3) 設備別の老朽化の状況



・発電所全体の償却率は32.8%となっているものの、四徳発電所や小渋第1発電所の建屋は償却率95%となっており、発電所によっては老朽化が進行しています。

(4) 課題

・春近発電所など基幹発電所のリプレース等による出力増強は概ね完了していますが、今後は老朽化した発電所の計画的な改修や発電所の効率的な運転により発電電力量の最大化を図っていく必要があります。

・職員の大量退職期が続くことや人口減少に伴う専門人材の確保が困難となっていることから、AI・IoTなどの先端技術を活用したスマート保安や流入量予測により、運転・維持管理業務の省力化と高度化を図るなどの取組みを進める必要があります。

<table>
<tr><td rowspan="6">取組方針</td><td>点検・診断等</td><td>・電気事業保安規程による点検基準を遵守し、適時的確な巡視・点検を行うとともに点検基準の定期的な見直しを行います。
・発電施設の運転管理・巡視点検業務については、中央制御所に新たに導入した次世代監視制御システムによって、各発電所の状態をきめ細かく監視し、より安全な運転管理体制の確保に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>維持管理・修繕・更新等</td><td>・「長野県公営企業経営戦略 2026」（R8年3月策定、計画期間：R8～R17。以下「経営戦略」という。）における投資・財政計画に基づき、適切な維持管理に努めます。</td></tr>
<tr><td>リスクマネジメント</td><td>・県内外で想定を上回る災害が頻発していることを教訓に、持続的な発電所の運転管理を実現するため、様々なリスクへの対応策を引き続き検討し、実施します。
・リスクへの対応に当たっては、BCPに沿って対応するとともに、事象に応じ適切な更新を図ります。</td></tr>
<tr><td>老朽化対策</td><td>・建設経過年数と施設設備の状態を考慮し、発電所ごとに整備方針を定め、料金収入が安定して確保できるよう、計画的に老朽化対策を推進し、令和17年度までに完了します。
<table>
<tr><th>経過年数</th><th>発電所</th><th>整備方針</th></tr>
<tr><td rowspan="8">40年以上</td><td>四徳</td><td rowspan="3">大規模改修（リプレース）</td></tr>
<tr><td>菅平</td></tr>
<tr><td>奈良井</td></tr>
<tr><td>裾花</td><td rowspan="5">設備改修
（主要設備を改修済のため、機器更新により対応）</td></tr>
<tr><td>奥裾花</td></tr>
<tr><td>小渋第1</td></tr>
<tr><td>小渋第2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">30年～40年未満</td><td>大鹿</td></tr>
<tr><td>大鹿第2</td></tr>
<tr><td>奥木曽</td><td rowspan="2">長寿命化
（点検・修繕を行いながら必要に応じ機器更新）</td></tr>
<tr><td>松川ダム</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>耐震化</td><td>当局の発電施設は、全て耐震化済み。</td></tr>
<tr><td>施設総量の適正化</td><td>・2050ゼロカーボンを目指し、経営資源の選択と集中により企業局が運営する発電所の新規建設を行います。建設に当たっては、民間の資金・人材を活用する多様な手法を検討し建設推進を図ります。
・水力発電施設の新設・改修により、R17年度までにR7年度比で10施設の新設等により、5,689kW（一般家庭7,300世帯分に相当）の発電電力の増加を目指します。</td></tr>
<tr><td>推進体制</td><td>・経営戦略において定めた推進体制により、効果的・効率的な組織運営を図るとともに、本方針による取組を確実に進めてまいります。
・計画的な採用等による専門人材の確保、育成及び技術継承により、安定した人材配置の実現と将来を見据えた組織基盤の強化を図ります。</td></tr>
</table>

② 水道事業設備

現状と課題

(1) 水道事業設備の状況

【末端給水事業（昭和39年５月給水開始）】

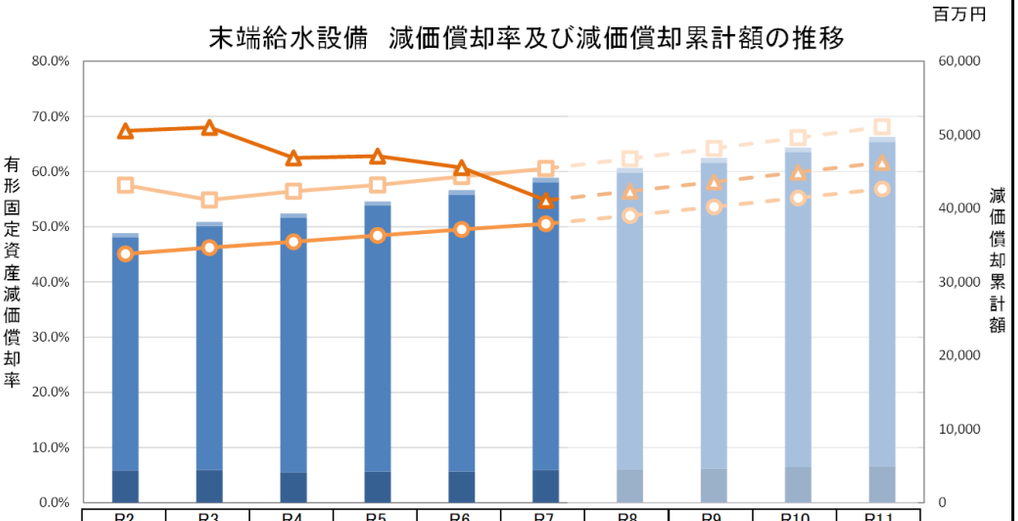
区　分	R7年度実績	備　　考
給水戸数	81,493 戸	3市1町（長野市、上田市、千曲市の一部及び坂城町）、約18万人
年間有収水量	1,890 万㎥	1日平均51,783㎥を供給
料金収入	36.4 億円	
有収率	83.6 %	（県平均：80.8%(R6)）
取水設備	取水口：1か所（上田水道）、浅井戸：15本（川中島水道）	
浄水設備	急速ろ過池：6池、浄水池：7池	
送配水設備	ポンプ場：35か所（75台）、配水池：52か所（60池）	
送水管等	総延長1,479.7km（導水管：7km、送水管132.7km、配水管1,340km）	

【用水供給事業（昭和57年４月供給開始）】

区　分	R7年度実績	備　　考
年間有収水量	2,957 万㎥	供給区域：2市1村（松本市、塩尻市、山形村）
供給料金収入	14.4 億円	1日平均 81,000㎥を供給
用水供給単価	48.84 円/㎥	
取水設備	取水口：1か所	
浄水設備	急速ろ過池：16池、浄水池：3池	
送水設備	ポンプ場：4か所（9台）	
送水管等	総延長51.2km（導水トンネル：3.3km、導水管1.9km、送水管46km）	

(2) 水道事業設備の老朽化の状況と今後の見込み（設備別償却率）

【末端給水事業】



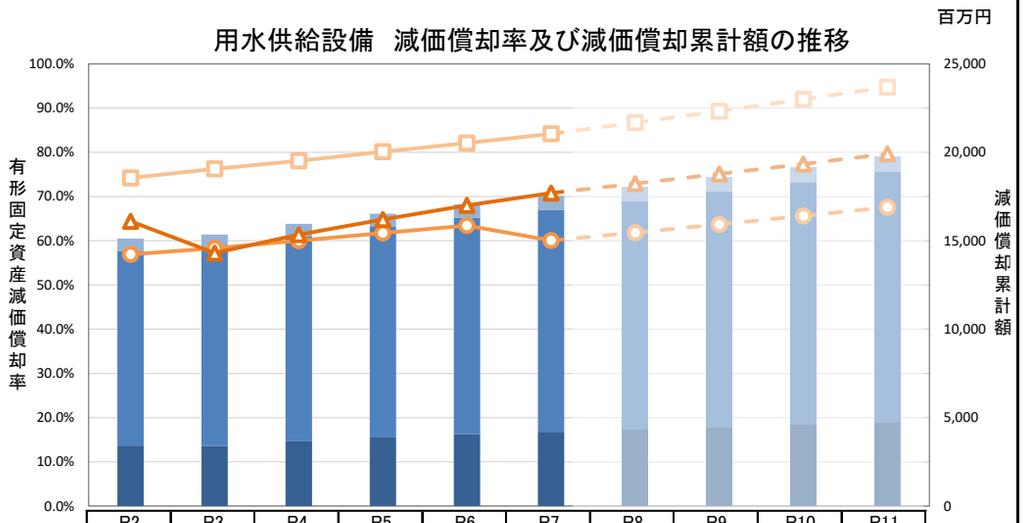
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建物 償却累計	543	559	575	584	600	615	633	652	671	692
構築物 償却累計	31,721	33,152	34,583	36,105	37,609	39,157	40,331	41,541	42,788	44,071
機械装置 償却累計	4,361	4,448	4,143	4,249	4,268	4,407	4,539	4,676	4,816	4,960
建物 償却率	57.5%	54.9%	56.5%	57.6%	59.1%	60.5%	62.3%	64.2%	66.1%	68.1%
構築物 償却率	45.1%	46.2%	47.3%	48.4%	49.5%	50.5%	52.1%	53.6%	55.2%	56.9%
機械装置 償却率	67.4%	68.0%	62.5%	62.8%	60.7%	54.8%	56.4%	58.1%	59.9%	61.7%

・発足当時、市町村から4つの上水道と35の簡易水道を引き受けたことや、事業創設から60年以上が経過しており、施設の老朽化が進行しています。

※有形固定資産減価償却率：耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

現状と課題

【用水供給事業】



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建物 償却累計	687	706	721	741	759	778	801	826	850	876
構築物 償却累計	11,059	11,244	11,573	11,901	12,229	12,556	12,933	13,321	13,721	14,132
機械装置 償却累計	3,375	3,406	3,667	3,880	4,069	4,202	4,328	4,458	4,592	4,729
建物 償却率	74.2%	76.3%	78.1%	80.2%	82.1%	84.2%	86.7%	89.3%	92.0%	94.7%
構築物 償却率	56.9%	58.3%	60.0%	61.7%	63.4%	60.1%	61.9%	63.7%	65.6%	67.6%
機械装置 償却率	64.4%	57.2%	61.4%	64.8%	68.0%	70.8%	72.9%	75.1%	77.4%	79.7%

・供給開始から40年以上が経過しており、施設・管路の更新を進める必要があります。
※有形固定資産減価償却率：耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

(3) 水道施設の耐震化の状況

区　分	項　　目	基準年度 (H26年度)	実　績 (R7年度末)
末端給水事業	基幹管路の耐震適合率※	84.6%	100.0%
用水供給事業	管路の耐震適合率※	76.9%	100.0%

※耐震適合率：　水道の管路総延長に対して、耐震適合性のある管路延長がどの程度あるのかを示す割合

・重要性、緊急性の高い基幹施設や管路等の耐震化を計画的に進めました。

(4) 課題

・給水人口が減少傾向にある一方で、これまで増加傾向にあった給水戸数の伸びは、最近では鈍化しており、今後は減少に転じる見通しです。また、1戸当たりの使用水量についても減少しており、今後も水需要の減少傾向は続くと見込まれる中で、いかに事業を持続可能なものとしていくかが課題となっています。

・老朽管の残存率はなお低いものの、耐用年数を超過した区間が年々増加していることから、更新の必要性が高まっています。同時期に到来する更新需要に対し、限られた予算や人材の中で更新計画の優先順位付けや効率的な予算配分が重要な課題となります。

・長期的な視点では、事故の未然防止と安定的なサービス提供の両立を図るため、更新投資の負担を次世代へ先送りしない経営改善・財源確保や、予防保全の取組を継続的に実施できる経営広域化などの体制づくりが必要です。

取組方針	点検・診断等	・「水道施設管理マニュアル」による点検基準を遵守し、適時的確な巡視・点検を行うとともに点検基準の定期的な見直しを行います。 ・水道施設・設備の運転管理・巡視点検業務について、委託内容を事故や災害等への対応を含めた業務内容に拡充し、安全・安心に加え災害にもしっかり対応できる体制を確保します。
	維持管理・修繕・更新・長寿命化等	・「長野県公営企業経営戦略 2026」（R8年3月策定、計画期間：R8～R17。以下「経営戦略」という。）における投資・財政計画に基づき、適切な維持管理に努めます。 【末端給水事業】 ・アセットマネジメント（長期的収支予測に基づく資産管理）の手法の考え方を取り入れ、厚生労働省の手引きの示す基準を参考に管路及び施設・設備の更新基準（法定耐用年数の1.5倍）を定め、適切に更新します。 ・管路についてはポリスリーブ巻付(※)による長寿命化工事を実施することにより、法定耐用年数の1.5倍以上の使用が可能と判断されることから、企業局独自の更新基準を設定し、将来にわたる投資額の平準化を図ります。 （※ポリエチレン製スリーブを鋳鉄管に巻き付け、管の腐食を防ぐ工事） 【用水供給事業】 ・施設・設備等については、更新基準に基づき、計画的な更新に取り組みます。 ・管路については、内面調査など状態の把握に努め、長寿命化を図りつつ、更新計画を検討します。
	リスクマネジメント	・風水害や大規模地震などの想定されるリスクについては、定期的な見直しを行い、ハード・ソフト両面から対策を講じます。 ・災害時の受援体制を強化するとともに、断水等により水道水の供給が困難となる事態に備え、応急給水方法の更なる多様化を図ります。 ・安定的な用水供給のため、濁度上昇等に対応した取水場の取水機能強化を行います。 ・リスクへの対応に当たっては、BCPに沿って対応するとともに、事象に応じ適切な更新を図ります。
	耐震化	・地震災害に備えるため、経営戦略に基づき、以下のとおり施設・設備の耐震化を計画的に進めます。 【末端給水事業】 ・基幹管路について、地盤の性状に関わらず管路の老朽度を踏まえた上で耐震管に更新し、耐震性能を更に強化します。 ・基幹施設以外の配水池についても、耐震診断を行い、結果に基づき必要な耐震工事を実施します。 【用水供給事業】 ・本山浄水場の耐震化工事について、既に実施済の浄水池、洗浄水槽に加え、排水池、排泥池等について継続実施し、経営戦略期間中の完了を目指します。
	施設総量の適正化	・将来にわたって安定的な水の供給を継続できるよう、人口減少による「需要減少」、スプロール化による「非効率拡大」等に対応するため、都市計画（人口動態、土地利用等）の動向も踏まえながら、施設の適正な規模や配置を検討します。
	推進体制	・経営戦略において定めた推進体制により、効果的・効率的な組織運営を図るとともに、本方針による取組を確実に進めてまいります。 ・計画的な採用等による専門人材の確保、育成及び技術継承により、安定した人材配置の実現と将来を見据えた組織基盤の強化を図ります。